令和元年９月遠野市議会定例会会議録（第２号）

令和元年９月２日（月曜日）

議事日程　第２号

令和元年９月２日（月曜日）午前10時開議

第１　一般質問

本日の会議に付した事件

１　日程第１　一般質問（小松正真、菊池美也、小林立栄、荒川栄悦、佐々木僚平議員）

２　散　　会

出席議員（18名）

１	番	小松	正真 君
２	番	佐々木	恵美子 君
３	番	菊池	浩士 君
４	番	佐々木	敦緒 君
５	番	佐々木	僚平 君
６	番	小林	立栄 君
７	番	菊池	美也 君
８	番	萩野	幸弘 君
９	番	瀧本	孝一 君
10	番	多田	勉 君
11	番	菊池	由紀夫 君
12	番	菊池	巳喜男 君
13	番	照井	文雄 君
14	番	荒川	栄悦 君
15	番	安部	重幸 君
16	番	新田	勝見 君
17	番	佐々木	大三郎 君
18	番	浅沼	幸雄 君

欠席議員

なし

事務局職員出席者

事務局長	新田	順子 君
主査	及川	憲司 君

説明のため出席した者

市長	本田	敏秋 君
副市長	飛内	雅之 君
総務企画部長	佐藤	浩一 君
総務企画部経営企画担当部長	菊池	享 君
健康福祉部長兼健康福祉の里所長兼地域包括支援センター所長	鈴木	英呂 君
子育て応援部長兼総合食育課長	佐々木	一富 君
産業部長	中村	光一 君
産業部プロジェクト担当部長兼六次産業室長	阿部	順郎 君
環境整備部長	奥寺	国博 君
会計管理者兼会計課長	鈴木	純子 君
消防本部消防長	菊池	久人 君
市民センター所長	小向	浩人 君
教育委員会事務局教育部長	澤村	一行 君
教育長	菊池	広親 君

午前10時00分　開議

○議長（浅沼幸雄君）　おはようございます。

本日一般質問でありますが、３番菊池浩士君から一般質問通告の取り下げの届け出があり、議長においてこれを了とし、取り下げることとしましたので、御了承願いします。

なお、本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長菊池由紀夫君

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君）　今回の、今、議長が提案した件につきましては、本議会におきまして27日に開催された本会議において、令和元年９月遠野市議会の会期の日程について御承認を賜りました。

その後に、ただいま議長から発言のあったとおり、３番の予定していた３番議員の菊池浩士議員から一般質問の取り下げというふうなことがございました。これを議会として可とした経緯があります。

したがって、私の本会議における会議の日程の中で一般質問の質問者は10名、２日の日に５名、翌日３日の日に５名というふうな内容で御承認を賜っておりました。先ほど説明いたしま

したとおり、２日の一般質問の取り下げがあったというふうなことで４人になると、計９名の一般質問になるというふうなことで日程、人数を含めてそういうふうな経緯に至ったというふうなことで改めて御承認をお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君）　議事進行、多田勉議員。

〔10番多田勉君登壇〕

○10番（多田勉君）　今回のこの扱いについては、本来はあり得ないという、私もいろいろ有識者からの御指導をいただきました。その中で、いわゆる何らかの問題が発生した際には、ほかの市町村の取り扱いは、慣例によってほどんどが判断をされていくということのようです。そこで、今回の遠野市議会としてのこの取り扱いは、今後、好ましくない先例をつくることになりますよと、いわゆる、これをこのようにするためには、先に内規なり規則をしっかりとそれに見合う整備をして、それでやっていくべきが筋だと、今このような扱いをして、今後、我々が、今、取り組んでいる議会改革、そういったものを将来に引き継いでいくための基本とすれば、これは、私はちょっと問題があるんじゃないかなと思います。

もう少し慎重に将来のことを考えて、そして、遠野市議会としての立ち位置、そのことを私は、一人の議員のことじゃなくて議会としての意思をしっかりと確認すべきだと、私はそのように思います。

そういったことが、せっかく与えられている一般質問の機会、そういったものの市民に対する答え、そういうものにつながっていくんだろうなというふうに思いますが、議長、取り計りをお願いします。

○議長（浅沼幸雄君）　ただいまの議事進行に対して、私の考えを述べます。

多田勉君の発言は、おっしゃるとおりだと思います。ただ、現実に照らし合わせた場合、今までも遠野市議会の中には、一般質問の取り下げがあった場合の取り扱いについての先例ももちろんございませんし、内規もございませんでした。でありますけれども、今の発言の重要さに鑑みまして、順番は前後するかもしれませんけれども、今後、このような取り扱い、あるいは取り運びにならないように議会運営委員会等で協議し、最終的には、委員全員、全議員が納得した上で、このような事態が発生した場合の取り扱いをやっていきたいというふうに思います。

貴重な御意見ありがとうございます。多田勉君。

〔10番多田勉君登壇〕

○10番（多田勉君）　今後、検討するという答弁を議長のほうから、今、ありましたけれども、今回やったこと、することについての、こういう取り扱いをすることについての市民に対する――議会に対する、我々に対する取り扱いじゃなくて、市民に対するそういった扱いというのは、どのようになさっていくつもりなのか、お答えをお願いします。

○議長（浅沼幸雄君）　暫時休憩します。

午前10時07分　休憩

午前10時10分　再開

○議長（浅沼幸雄君）　議会運営委員長の報告に対し、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君）　これより、本日の議事日程に入ります。

日程第１　一般質問

○議長（浅沼幸雄君）　日程第１、一般質問を行います。順次質問を許します。１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　小松正真でございます。９月定例会一発目の一般質問を行います。

まずもって、九州を中心とした西日本では、豪雨災害により甚大な被害をもたらしているよ

うです。これ以上の被害の拡大、これがないことをお祈りしつつ被災された皆様におかれましては、お悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

数々の厄災から市民の生命と財産を守る。これは、地方公共団体の使命だと思います。遠野市を、市民を守る役割を果たせているのか、この一般質問でお伺いをしてまいります。

私の一般質問は、大項目一つ、小友町外山地区のメガソーラー開発についてお伺いをしてまいります。

新聞でも大きく報道されましたが、遠野市内では、この件について情報を求める市民が多くいらっしゃいます。また、私が他市町村にお邪魔した際、全ての市町村でこの話題が出ました。遠野市がこの件についてどのような対応をするのか、今、注目をされているところです。

小友町の外山地区には、外山川という遠野市が管理責任者である河川があります。その外山川の上流に位置する山の斜面に、民間企業が太陽光発電の施設を平成30年度から開発をしております。

現在の状況としては、斜面の表土を剥ぎ、立木を伐採し、根っこを抜いた上で、太陽光パネルを設置する工事を行っている状況であります。

その工事現場からは大量の土砂が流出し、先ほど申し上げた遠野市が管理責任者である外山川、一級河川で県が管理を行う小友川、同じく一級河川である猿ヶ石川、そして、下流の田瀬ダムにまで大量の土砂が流出による河川の汚濁が広がっています。

昨年度から、土砂流出による汚濁は確認されていたようですが、本年度４月にはさらに広くなり、魚やホタルなどが住めなくなるなど生態系の破壊が起きており、まさに環境破壊が続いています。

８月20日にも、私どもが確認した際には、土砂の流出と河川の汚濁は目視できる状況にありますので、本日、一般質問として、この件に関する遠野市の対応について、私が調べた調査の結果に基づいた時系列で質問をいたします。

また、本定例会には、宮守町鱒沢の柏木平自治会の皆様から陳情書が遠野市議会宛てに提出されておりますので、私は、この陳情書を重く受けとめ質問をいたします。

最初の質問でございます。

遠野市と事業者は、平成28年２月からこの外山地区の工事について事前協議を行っているようでございますが、どのような協議を行ったのか、お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　小松正真議員の一般質問にお答えをいたします。

小友町外山地区で展開されております、大規模太陽光発電事業についての質問、１本ということでの一問一答方式であります。

そういった中におきまして、先の６月定例審議会におきましても、この本会議場でこの問題が取り上げられ、さまざまな経緯等につきまして、また、市の対応等につきましても、その答弁の中で申し上げているとおりでございますけども、ただいま、小松議員のほうから時系列的にということでの、これまでのこの事前協議の内容等についてしっかりと答弁をいただきたいということでございましたので、担当窓口として交渉しております、経営企画担当部長のほうから、これまでの一つのこの大規模太陽光発電事業についてどのような経過等の中で今あるのかということにつきまして、担当部長のほうから答弁を申し上げますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　経営企画担当部長。

〔総務企画部経営企画担当部長菊池享君登壇〕

○総務企画部経営企画担当部長（菊池享君）　命によりまして、小松正真議員の一般質問にお答えいたします。

当該事業は、事業区域面積が3,000平方メートルを超えることから、景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例に基づき、平成29年８月に事前協議の届け出が行

われております。

この事前協議では、工事着手30日前までに届け出する本協議に係る留意事項といたしまして、計画概要に基づき、景観資源に与える影響や道路、都市計画、河川、自然環境、文化財等の関係法令に係る諸手続などについて、事業者に通知しております。

なお、本市条例は、再生可能エネルギーの設置に関する条例としては、全国の中でも早い段階に制定しておりまして、現在、県内で同様の条例を制定している自治体は、雫石町と本市の２つということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　条例に基づいた事前の協議を行っているということでございました。

私どもで確認した際には、平成29年８月、この開発自体が事業譲渡されているということでございます。前の会社から今の会社に開発の権利が移っているわけですけれども、平成29年８月４日に現在の事業所と遠野市が事前協議を始めたようです。この事前協議は、以前の事業者とのやり取りと同じなのか、それとも違うやり取りをしたのか、内容をお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま、この事業につきましての経過につきましては、担当部長のほうからその一連の経過について御説明ありました。

ただいま、この事業の継続という一つの取り組みの中での質問であったわけでありますけども、現在の事業者の前に、他の事業者が再生可能エネルギー発電設備の認定に関する権利及びこの地位を所有し、太陽光発電事業を実施をしようとしていたことに認識をいたしております。そのような中で展開されたということであります。

平成29年に経済産業省へ再生可能エネルギー発電設備の変更届け出が行われたことによりまして、国のほうに届けが出されました。

現在の事業者へ発電事業者としての権利及び地位が継承されていると。現在、この現事業者と本市条例に基づく一つのさまざまな手続あるいは対応等についていろいろ協議をして、また、さまざまな話し合いをしているということになるのではないのかなというふうに認識しているところでございますから、その点を御理解をいただければと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　わかりました。

事業所等はあったということでございます。

次に、各種許認可についてお伺いをしてまいります。

本メガソーラー開発が、国が定める開発行為に該当しない旨、以前の議会でも御説明をいただいておりました。これは、私も県の担当者にお伺いをして確認をしておるところでございます。

今回、このような開発については、所管する市町村に対して、先ほど条例の中でいろんな打ち合わせをしているというお話もありましたけれども、いろいろな許認可を申請する必要があります。

今回の開発では、遠野市に対してどのような許可申請が行われているのか、お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　遠野市に対してどのようなというお話でありました。

これは、行政の立場としては、この問題にも、いうところの許認可と、あるいは、手続というような中で向き合わなきゃならないということは、これは言うまでもなく当然なわけであります。

このプロジェクトにつきましては、冒頭、小松正真議員からもお話がありましたけども、私も大変この問題については、正直なところどのように向き合うのかという部分におきましては、

市長という立場の中で非常に矛盾も感じながら向き合っているということを正直に申し上げたいというふうに思っております。

しかし、やっぱり行政であります。そういった中におきまして、この部分におきましてどのような認可、許認可、協議ということにつきまして、やはり同様、担当部長の方と、そして、これにつきましては、さまざま環境課、建設課、あるいは農林課、さまざまな部署、あるいは国や県の関係者の方々とも常に情報を共有しながら向き合っているということも申し添えまして、それぞれの内容につきましては、経営企画担当部長のほうから御答弁を申し上げますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　経営企画担当部長。

〔総務企画部経営企画担当部長菊池享君登壇〕

○総務企画部経営企画担当部長（菊池享君）
命によりまして、お答えをいたします。

大規模な太陽光発電事業において、事業地が都市計画区域内に含まれる場合には、開発許可、森林法第５条に定める県地域森林計画対象森林に含まれる場合には、林地開発許可制度の認可を受ける必要があり、農地であった場合には、農地法の適用を受けることとなっております。

今回の事業は、区域面積は92ヘクタールと非常に広大ではありましたが、地目が主に原野となっていることなどから、農地法及び林地開発許可などの対象外の事業となっております。

当該事業者には、送電設備の埋設等に係る道路占用許可、準用河川占用許可、里道水路使用等許可を行っております。

また、届け出については、事業地内の県行造林等の伐採届を受理しております。

現行法令において、太陽光発電事業は環境影響評価法の対象外であり、太陽光発電事業の適切な事業実施の確保等を図るため、事業計画策定ガイドラインが定められてはおりますが、遵守事項にとどまっております。

広大な面積を開発する今回のような太陽光発電事業が、林地開発等の許認可制度が適用されない現行法令の規制に限界を感じておるところです。

以上、答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　さまざまな許可申請が提出をされているようでございます。

その中で、先ほど準用河川の占有許可申請という話がありました。問題となっていえる外山川は、遠野市が管理責任者である河川でございます。開発をしていて発生する水を外山川に接続する許可申請のことだと思いますけれども、この許可申請には、開発に係る計画が図面等で示されております。

この河川の許可申請について遠野市はどのような審査基準に基づいて許可したのかお伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　それぞれの所定の手続に基づきまして対応したということになるわけでございますけども、文字どおり、ただいま担当部長のほうから答弁申し上げたわけでありますけども、この中におきまして、まさにそれぞれのこの現行法令の規制に伴うさまざまな限界といったようなものも私も非常に痛感をいたしているところであります。

そのような中で、この準用河川に基づく対応につきましても、制度に基づきまして行ったということになるわけでありますけども、こうした現状を踏まえながら、去る７月には、市議会ともども統一要望という中で、市町村をこういった事案について振り回さないでほしいと、現場を抱えている市町村は本当に大変であると。そのような大変だということは振り回されてしまっている。

私も、あの現場をつぶさに、あの100ヘクタールの現場、大雨注意報が出た翌日、現場に足を運びました。担当部長、担当課長、それから、防災危機管理担当課長を含め、職員５人を同行いたしましてつぶさにあの現場を歩いて回

りました。言葉を失うということになれば、ちょっと大げさな言い方でありますけども、本当に大変な状況になっておりました。もう、職員にこのように申し上げました。

冒頭質問がありましたとおり、200ミリ、300ミリ、あるいは500ミリという想定外の雨が日本列島をという、そのような気象変動が、今、襲ってきております。帰り道、一言、あのような雨がこの場に降らないことを祈るだけだなという話をしながら、そして、現場事務所に立ち寄りまして、しっかりと防災対策を講じてほしい、環境を破壊させないでほしいという申し入れを強く現場の責任者と施工業者の責任者の方に、口頭ではありましたけども、議会のほうからの意見書もいただいているわけでございますから、それをしっかり重く受けとめながら、そのような申し入れも行ってきたということも答弁として申し上げ、議員各位にも御報告を申し上げたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　後のシナリオにも影響してくるので、質問したことにお答えをいただきたいと思います。

現行法令に従って許可をしたということでございますが、現状、先ほど来申し上げているように、外山川は大量の土砂により汚濁されております。

許可をした審査内容が甘かったのではないかというふうに思っているところです。審査内容に問題があったのか、なかったのか、お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま審査内容に甘さがとか、審査内容はどのようなということでありましたけども、ここは本会議場でありまして、それぞれの担当部署におきまして県の関係者、あるいは国の関係者、さまざまな関係者の皆様との連携共有のもとに対応したということでありますので、その点は御理解をいただければというように思っている次第であります。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　本会議場だから聞いているんです。答えがないので、次に進みます。

審査内容は、今の御答弁からすると問題なかったとお考えのようでございます。では、どうしてこのように大量の土砂が現在もなお流出し続けているのでしょうか。それは、おいおい聞かせていただきます。

次の質問に入ります。再エネ審議会についてお伺いをしてまいります。

遠野市には、景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する審議会というのを遠野市が設置しております。以降、再エネ審議会とお話をいたしますが、この審議会は遠野市の条例で設置が義務づけられている組織でございます。

平成30年６月１日、そして、平成30年９月26日に再エネ審議会が開催され、このメガソーラー開発に係る審議を行っているようです。その内容をお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま御質問にありましたとおり、この審議会は、この大学教授等の識見を有する方、あるいは観光分野、あるいは景観形成に造詣の深い方、さらには産業等の再生可能エネルギーの関係者の方々、まさに市長が必要と認める方、12名の委員を構成いたしまして、この問題につきまして、再生可能エネルギーにつきまして御審議をいただくということで、このような審議会を立ち上げたわけであります。

これは、やはり大規模太陽光発電をはじめ、さまざまな再生可能エネルギーがいうところの地方に展開されてきているわけであります。土地が安い、広大な土地が手に入る。そのような企業の論理と収益性の論理の中にだけもって、再生可能エネルギーというものが地方にその拠

点を求めてきていることに、私なりの一定の危機感を持ちまして、この審議会を立ち上げ、あらゆる角度からその部分のいろんな形の検証をしながら対応していこうという、そのような10名の委員の皆様による審議会を立ち上げたわけであります。

景観資源の保全の観点、あるいは防災上の観点、それぞれ慎重な検討が必要であると、先ほど準用河川のその審議の結果云々という話が出ました。それぞれの法律に基づきまして、みんな個別にやっていくと、この本会議場は、もう収集がつかなくなってしまう。そのために委員会もあり、さまざまな常任委員会もあるという一つの中で議論をかみ合わせていかなきゃならないというそういう認識のもとに私は申し上げたわけでありますから、何も本会議場でそういうことを議論、答弁する必要はないということを申し上げたということではない。しっかりと議論はしなきゃならない。その中で、本当にしっかりとした審査を行ったのか、ちゃんとした行政事務としての対応を行ったということについては、文字どおり緊張感を持ってしっかり向き合わなきゃならないということは、もう言うまでもなく当然なわけでありますから、ただ、そのような認識の中で、それぞれの防災、あるいは景観といったようなものの中から、この遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用の調和に関する審議会といったものを、御質問にありましたとおり２回審議をいただいたわけであります。

審議会の中におきましては、この３つの意見が私のところに出されました、答申されました。

１つは、公害防止、環境保全に関する事項について市と協定を締結し、しっかりとそれをフォローすることと。

災害発生につながる事項については、事前に対策を検討すること。

３つ目は、事業終了後の設備の適切な処分・撤去についても計画書を提出することといったようなものを中心といたしまして、審議会のほうから答申を受けているところであります。

そのような12名の皆様のそのようなさまざまな角度からの検証によりまして、これは、しっかりと向き合わなければだめだなという中に、そのような手順を踏まえた上で、平成30年11月27日でありますけども、この答申のもとに基づきまして指導を行っているという状況にあることを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　この再エネ審議会の議事録をじっくりと読ませていただきました。

委員の皆様からは、現状の状況を予測した実に的確で納得のできる内容が、御意見、御指摘として示されています。さすがだなと、さすが専門家の皆様だなというふうに関心をいたしました。それにもかかわらず、なぜ、今回のような大量の土砂流出による汚濁が防げなかったのか、これは、甚だ疑問でございます。

先ほど、河川占有許可のお話をしました。審議会の後、平成30年10月５日に遠野市から事業者に対して出ている準用河川占有許可指令書、要は許可証です、この許可証を取り寄せて、専門家の協力のもと解析をいたしました。

専門家の方いわく、どういう基準で許可をしたのかと疑問を持っていらっしゃいました。許認可の審査内容が不十分過ぎないかともお話をされていました。再エネ審議会の議事録を見せたところ、下流への区域から土砂流出を防ぐための調整池という水量を調整するための池や土砂を沈渣させるための流出量を調整する機能が必要という指摘がされているのにもかかわらず、なぜ、この許可には審議会の適切な意見が反映されていないのか信じがたいとのことでございます。

お伺いをいたします。

この再エネ審議会の適切な諮問をどのように受けとめ、準用河川許可指令書に生かしたのか伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま御質問の中に

ありましたとおり、そのような経過を踏まえてということになるわけでありますけども、この部分につきまして、この審議会の答申を踏まえてという中で、この先ほど言いましたとおり景観、環境、あるいは防災といったようなところをしっかりと向き合わなきゃならないという中に、この市の関係課、あるいは県のほうとも協議をしながら、この事業者と協議を行い、さらにそれの内容を精査しながら、４月１日でありましたけども、このしっかりとした向き合わなきゃならないということで、事業者と協定書を締結をしながら、それをしっかり守ってもらって、その協定書の中身といたしましては、内容といたしましては、１つには、関係法令の遵守、しっかりやってもらう。

公害の防止、あの汚濁の様子を見れば、まさに公害であります。

それから、防災施設の設置、調整池、沈砂池といったものをどのように設備するのかと。

それから、環境保全及び維持管理、さらには、除草剤の適正な使用も考えてもらわなきゃならない。まさに、清流そのものがこの除草剤で汚染されることもあり得るわけであります。

事故等の発生等のそれに対する措置、それから、さらには過失責任、事業終了後の一つの取り扱い、全部で８項目の項目を盛り込みながらという部分の中で対応しているわけでありますけども、この部分におきまして、さまざまな形で100ヘクタール近い規模の部分が、あの部分に展開するという部分において何度も申し上げますけども、市町村という現場においては法の壁があり、制度がまだ未整備であり、さまざまなこの再生可能エネルギー、特にメガソーラーについての制度設計がしっかりと国の段階でも決められていないという一つのもどかしさの中で、我々が向き合っているということについても十分御理解と、また、御認識をいただければというふうに思っている次第であります。

準用河川じゃないかと、市の問題が甘いじゃないかという問題の中で、その点で議論されても、我々には、ある意味においては、こんなことをちょっと私の立場で申し上げるのは、私自身も非常に苦しい立場ではございますけども、限界もあるというそのような中で、しっかり、それから逃げるわけにはいかない。しっかりと向き合わなきゃならない。

あの遠野の、まさに日本のふるさと遠野といったような、そのようなものを環境、自然破壊、あるいはまさに災害といったものからしっかりと守っていかなきゃならないというのは、これは言うまでもなく市長の責務でもあり、義務でもあり、役所としての遠野市としての役目でもあると。

したがって、議会の議員の皆様からも意見書を提案、提出をいただいているということにつきましても、私も重く受けとめながら、この課題に向き合っているということについて十分御理解をいただき、また、議員各位のお力添えもなければ、やはり、このような大きな問題には、例えば市長が一人向き合ってもなかなか力、皆様の力があればこそ、しっかりとそのようなものと向き合うことができるんだということにつきましても、御質問ありませんけども申し上げまして答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　質問したことに対して答えてもらわないと一般質問にならないんです。全然違う答弁をいただいても、ちょっとこの後――はい、わかりました。

今回、この問題は、再生可能エネルギー開発の問題だと私は捉えていません。私は、環境破壊の問題だと思っています。

再エネ審議会は開催をされているようですが、遠野市には、環境に関する条例があります。ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例です。この条例を見ると、遠野市の環境を守るため、さまざまなことが書いてあります。

一文を紹介すると、第８条には市の責務として「市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素

を良好な状態に確保すること」、（２）として、「生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適正に保全するとともに失われた自然環境を再生すること」とあります。

これらを履行するため、河川の管理者である市長は、毅然とした姿勢で対応しなければならない責任があると思うんです。

どうして――本日もそうですけれども――法律がないから指導できないとか、工事の中止命令が出せないとか、そのような説明を今までなされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま条例の、ふるさとを守る条例の条文につきまして、質問の中で読み上げられておりました。十分承知をいたしております。私もこのような立場にあるわけでありますから、それを承知していないということはないわけです。十分すぎるぐらい十分承知をしながら、この課題とも向き合っているということを申し上げて答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　次に進みます。

事業者との協定書についてお伺いをいたします。

先ほど市長から協定書のお話がありましたけれども、私のシナリオの都合上、これ進行をさせていただきます。

再エネ審議会では、遠野市と事業者との間で協定書を取り交わすように答申を行っています。平成31年４月１日付で遠野市と事業者間で取り交わした協定書がありますが、先日、議員全員協議会でこの協定書を取り交わすことによってようやく指導ができるようになった旨、説明がありました。

先ほども御答弁をいただいたようですが、この協定書に対して内容をお伺いします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　対応についてお聞きをしたいということでありました。

対応しております、交渉の窓口になっております担当部長のほうから、それぞれの経過を御答弁の中で申し上げればいいわけでありますけれども、市長でありますから、それをしっかり把握しておることを踏まえまして、一つは、４月に発生した、この排水による水質悪化は著しく、周辺住民や下流域への影響が大きいことから、関係課と事業者との打ち合わせを２回、事業者への口頭・電話を５回行うなど、指導を行ってまいりました。

しかし、状況はなかなか改善しないという状況の中で、雨が降るたび、地域住民の方々から市に苦情が寄せられたと、訴えられるという状況でありました。これも事実であります。

６月11日付で、この協定書に基づき書面で、早急に濁水対策を講じること。当該地域住民を対象とした説明会を開催することにつきまして指導を行いました。

事業者のほうからは、６月17日付で、８月下旬で濁水対策を行う。それから、６月19日には地域住民を対象とした説明会を開催するという、そのような回答が寄せられました。

その後もなかなか改善が見られないという中におきまして、７月５日には、この事業者の代表取締役が謝罪に市役所を訪れましたので、防災工事の実施及びその工事手法についての情報提供、地域住民への説明会の開催を行う旨の説明が代表取締役社長からあったわけであります。

その後も、早期かつ真摯にこの対策工事に対応していただきたいということにつきまして、代表取締役に対しても求めているということであります。

事業者の方からは、７月10日付でありますけども、造成工事を中断し、防災工事を優先して進めるとの報告、さらには工事手法等についても協議がありまして、工事の進捗状況についても、週１回報告をするというそのような中での報告がありましたので、防災工事の進捗を関係

課で確認しているところでもありますので、そのような中でこの問題と向き合っているということにつきまして、経過を御報告申し上げまして答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　ただいまの答弁は、対応について答弁なされたようでございますが、質問者は、協議書の協定書の内容を伺いたいという質問だったようですが、そうですね。

本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　先ほど協定書の内容につきまして、防災工事、それから環境の問題ということで算定の中で協定を結んだということを申し上げました。その協定書の中で、答弁の中で申し上げましたけども、協定書には全部で８項目の項目がある。

だから、ただ協定を結んだんじゃなくて、その協定書に基づいて、このような中で、真摯に向き合いながら、真剣に向き合いながら対応をしているという内容を申し上げたところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　この協定書、先ほども申し上げたとおり、平成31年４月１日付で事業者と協定を結んでいる書類でございます。ちょっと先ほどの準用河川の件にお話を移すんですが、やっぱりその協定書を結ぶことによって、ようやく指導ができるようになったというのが、すごく引っかかるんですよ。

何でかというと、準用河川の占有許可は河川法という法律に基づいた占有許可になっているので、これは法律がないから指導ができないというわけじゃないですよ。もし仮に遠野市内の建設業者さんとか土木業者さんが行う開発行為や建設工事でも、今回のような大量の土砂が流出し続け、汚し放題汚すような工事でも、これは例えば法律がないから規制ができないとか、仕方がないというふうにお考えになるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　先ほどから申し上げておりますとおり、そのとおり法律はあるわけであります。それからまた、そのような一つの仕組みの中で、決議をとっていることもそうなわけで、だから仕方がないとか、あるいはだからその部分においては対応しなかったんではないかという中で御理解をされると、正直なところ誤解を招くのではないのかなと思って、そういうことを申し上げているわけではないわけです。

いろんな法律が、いろんな機関が、そして私どもは市町村という現場にありましては、例えばこれも現実なわけでありますけども、国がどのような対応をしているだろうか、あるいは県がどのような形でそれを対応しているだろうかということとの整合性を図りながらものを進めているという一つの立場にあるわけでありますから、その中の仕組みの中で準用河川の問題等にも位置づけられるということを申し上げているのでありまして。

それをもって抵抗しなかったのは、あるいはそれをもって対応しなかったのはということではなくして、そのような一つの関係の中で成り立っているということを申し上げているわけでございますから、その辺のところを十分御理解をいただければと思います。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　もちろんどの業者さんが川を汚しても、これはやってはいけない行為、もちろん規制をされなければいけない行為に当たると思います。平成31年４月１日付で調印がなされたこの協定書ですが、工事は平成30年度からスタートしています。本来は工事着工前にこのような協定書は結ばれるべきではありませんか。

環境審議会では、この協定書が平成30年９月26日に議論されています。そこから半年も経過しての調印というのは、どう考えても遅過ぎます。準用河川許可指令書の許可条件11番には、

「許可を受けたものは許可を受けた場所及びその付近を汚さないこと」と明記をしてあります。

先ほど申し上げたとおり、この準用河川占有許可は河川法という国の法律にのっとる、そのような記載があります。だからこそ、協定書を締結しなくても、昨年度、泥が流れ始めたころから、協定書がなくても指導はできます。指導に従わない場合は、工事中止命令を出せる事案だと思いますが、なぜそれをしなかったんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　公害防止協定の時期の問題についての御質問でありました。これは、やはりこれだけの大きな設備投資をする事業でありますから、より慎重に向き合わなければならないという部分もありまして、さまざまな法律、それから顧問弁護士の皆様にもいろいろ御相談をしながら、慎重を期したという中での防止協定であったと。

しかし、その間何もしていなかったとなれば、何もしていないわけじゃなくして、さまざまな形で頻繁に現場とのやりとり、それをしながら、まさにこのような環境問題、それから災害防止の問題、自然破壊の問題等も含めながら、先ほど協定の中で申し上げましたとおり、事業終了後の撤去の問題と、そのようなことも踏まえながらの協定に持っていかなければならない。ただ、災害だ災害だというわけにもいかない。

やはり、これは市としての大きな事業でありますから、今、全国的に見ましても、撤去の後始末という部分の中におきましても、大きな問題になっているという事例も出てきているわけでありますので、その辺も踏まえながら、慎重を期しながら協定に持ち込んだという、そのような形で御理解をいただければと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　次の質問に移ります。

これまでの指導について、お伺いをしようと思っていたんですが、市長が先んじて御答弁をしていらっしゃいましたので、どのような指導を行ってきたのか、先ほどの答弁に引き続き質問をさせていただくところです。

先ほど。平成30年11月27日に、環境審議会の答申を受けて、事業者に対して指導書を送付したというふうにお伺いをいたしました。私が事業者から聞き取りをした本年７月の段階では、事業者はまだ指導者に対する回答をしていないということでした。

これまで、当局からは事業者は誠意ある対応をしてきているから大丈夫だというふうな説明を議会にもしているところでございます。指導書送付から半年以上も回答していないというのが、本当に誠意ある対応でしょうか。私には到底誠意ある対応だとは思えません。

当局が事業者から誠意ある対応を行っているという誠意を感じたというところは、どういったところでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　事業者の対応の問題でありますけども、私もやはり事業者という、これだけの100ヘクタール以上の一つの土地を開発しての大規模な太陽光発電事業なわけでありますので、真摯に、そして真剣に、あるいは遠野市を、あるいは地域住民の方々も、しっかりとその気持ちを思い込みながら向き合っていただければということを業者のほうにも期待をし、また求めたいというように思っておりますし、これからも毅然とした態度で業者のほうとも向き合ってまいりたいということを申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　業者が住民にしっかり向き合っていれば、今回、議会に提出された柏木平自治会からの陳情書、これは絶対提出されないんですよ。それが提出をされたという意味、これは市長にもっと考えていただきたい。

次の質問に移ります。

先ほど来御答弁でもありましたが、汚濁水が

どのように流れたのか。現状をどう把握しているのか。御答弁の中でも現地視察をお伺いしたということでお伺いをしておりますが、市長として、今、現状をどのように認識されているのかお伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　現状をどのように認識されているかということにつきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおりであります。その繰り返しになるわけでありますけども。

この部分に申しますと、さまざまな一つの中で、現状をということになれば、また工事そのものを防災対策も含めて十分ではないのかなというように、この間も現場を見て、そのような確認をしてまいりました。また、さらに指導と、そしてまた対策の強化を求めてまいりたいというように考えているところであります。

○議長（浅沼幸雄君）　10分間休憩します。

午前11時00分　休憩

午前11時10分　開議

○議長（浅沼幸雄君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　次の質問に移ります。

泥の流入阻止対策についてお伺いをいたします。

現在進められている泥の流入阻止対策は、業者から聞き取りしたところでは、本年７月９日時点で土砂を流出するような工事を中断して、泥が外山川に流れ出さない工事と防災工事に特化して施工するということでした。当局も同様の認識をお持ちのことと思いますが、どのような対策工事なのか、いつまでに完了し、工事完了時点で泥の流出はとまるのかをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　お答えいたします。

現時点で泥の流出はとまるのかという御質問でありますけども、それにイエスかノーかという中で御答弁申し上げれば、私はこないだ現場をつぶさに見て回りまして、そして、その現場から外山の集落まで、ずっと歩いて外山の集落まで下がりました。その現状を見ると、泥の流出はとまらないということを現場の中で私なりに確認をしてきたことを正直に申し上げたいというふうに思っております。しかし、だから、放っとくわけにはいきません。だからこそ真剣に向き合わなければならないわけであります。

そこでもちまして、この沈砂池の改良、調整池の設置、側溝の整備、さらには大型土のうの設置。この大型土のうも、ほとんど現場には見受けられませんでした。さらにはチップ材の散布、事業地内の緑化及び木質チップの散布といったような形で、この泥の流出をということに求めているわけでありますけども、これに全力を向けて取り組んでいただければと、また、取り組むように強く指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　対策工事は行っている。しかし、肝心の泥の流出はとまらないんではないかと。業者に確認をしたところ、業者もとまらない、泥の流出はとまらないというお話でございました。

これまで、先ほどから申し上げているとおり、事業者とはいい関係を築けている、指導もしている、そのような御答弁でございましたが、この肝心の泥がとまらないその結果が、市民が危機感を持っているんです。これは、これまでの指導が全く不十分であった、その証明ではありませんか。

３月定例会の市長の演述には、大綱一は、自然を愛し共生するまちづくりであります。自然と共生する環境づくりについては、美しい自然景観、農村景観など、本市が誇るべきかけがえのない財産を後世に引き継いでいくため、太陽光発電などの再生可能エネルギーの開発におい

ては、環境と調和に配慮した計画となるよう、事業者との調整を十分に図ってまいります」とお話をされています。

先ほど来の御答弁をお伺いしていて、市長が３月に方針として出されているものとは大きく乖離しているものと思われますが、いかがでしょうか。本市が誇るべきかけがえのない財産を後世に引き継げるとお思いですか。お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　先ほど来、真剣にこの課題にも、現行制度の不備の中で懸命に立ち向かっているという思いを申し上げて、さまざまな私の今の演述の内容なり、あるいは条例の内容なりも読み上げて御質問をいただきました。そのことは、繰り返しますけども、十分過ぎるほど承知をいたしております。乖離があるという話でありました。乖離があってはなりません。やはり市民が一丸となってこのような問題に取り組まなきゃならないという中に、私もその先頭に立っているというように自覚もし、また責任も感じ、認識を持ちながら向き合っているということを申し上げて答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　現行制度の不備の中でと。先ほど来申し上げているとおり、河川管理、これは河川法にのっとる河川管理です。法律があるんですよ。なので、現行制度の不備というのは、再生可能エネルギー開発するときには、計画段階では不備があったかもしれないですけど、こと、この土砂の流出が起きてからは河川法に従うべきであって、現行制度の不備は一切ないんです。

その中で、今後の対応についてお伺いをしてまいります。今後この問題を収束に向けるために、市としてはどのような方針をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　まさに現状にどう向き合うのか、そしてまた、現行制度の中でどのような形での業者と向き合う手だてがあるのか、さらには、将来を見越しながら、あれだけの大規模な太陽光発電施設でありますので、今後の見通しなどもしっかりと見通しながら、見極めながら対応していかなきゃならないかというように思っておりますので、より緊張感を持って、この課題には対応してまいりたいというように考えております。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　具体的な今後の方針について事前にヒアリングもしておりますので、明確に御答弁いただけるのかなと思っていましたが、残念としか言いようがありません。

冒頭申し上げたとおり、このメガソーラーの開発工事は、遠野市外にも影響を及ぼし、他市町村から大きく注目をされています。事前協議は平成28年２月にスタートしていると、一番最初に申し上げました。平成28年１月25日という事前協議がスタートするたった１カ月前に、市長は記者懇談会で、貞任牧野に建設予定だった太陽光発電施設に対して「余りにも規模が大きい。身の丈で考えるべきではないか。この計画は受け入れがたい」と述べ、環境面などへの影響を懸念し、反対の姿勢を示したと新聞報道されています。今回の小友町の太陽光発電に対しては、市長は明確に反対の姿勢を示していないように思われますが、たった１カ月や１年そこらで反対しなくなったのには、何か心境の変化とか、状況の変化があったんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　状況の変化があったのかということなわけでありますけども、状況には変化がない。反対だということについての姿勢にも、それにも何も動き、変化はない。しかし、一方においては、先ほど来申し上げていますとおり、現行制度の中でそれぞれ許認可が、

あるいは、さまざまな手続が進んでいるというとこに対しまして、準用河川の問題の許認可の問題も出ておりますけども、やはりこの大きな一つの規模の事業に対しましては、なかなか一つの手だてがうまく講じれなかったという部分のじれったさともどかしさを感じながら、この課題に向き合っているということを申し上げて、何らこういった再生可能エネルギー、それも大規模な太陽光発電を中心とした、そのようなプロジェクトが地方に持ち込まれるということにつきましては、私は、その基本的なことは何ら変わりない。したがって、あの条例制定も、そのような中で県内では先駆けで条例も制定をしたんだけども、なかなかそこ等をしっかりとした中で、一つの企業の論理、あるいはこのエネルギー政策、国のエネルギー政策、そういったもの等を向き合う場合においては、一市町村においては、正直なところ、その部分においては、さまざまな矛盾と、そして、一方においては、前回も一つ私なりに感じたということも正直に申し上げておきたいと思っております。しかし、それは逃げの、だから仕方がないということは毛頭思っておりません。遠野のこの優れた、そして、すばらしい自然と、そしてまた、あの清らかな流れといったようなものは、やっぱり守っていかなきゃならない、まさに財産であります。地域住民の誇りでもあります。それには、仕方がないという気持ちは毛頭ないということを再度再度繰り返し申し上げながら、さらなる対策の強化といったものを強く求めていくということを申し上げて答弁とします。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　反対の姿勢に変化はない。市長の力強い言葉を聞いて少し安心をしたところではございますが、その姿勢をしっかりと内外に示していただきたい。前回記者懇談会でそのような発言をしたのであれば、記者懇談会でそういう発言をすることだってできるはずです。しっかりと示していただきたい、そのように思います。

今回の問題は、河川の汚濁の影響により、外山川だけではなく、小友川、猿ヶ石川の生態系にも大きく影響が出ています。さらに田んぼに水が引けない、川魚の育成等にも影響が出ています。これらの環境をもとに戻し、現状を回復させること、そして、被害を被った方々に対しての補償について、市が許可した河川占有、これに起因をしていると。言いかえれば、外山川の河川管理責任者として、市長の責任は大きいと断じえません。市民が大変迷惑を被っています。遠野市の財産が被害を被っています。今回の定例会には、柏木平自治会から議会に対して、外山川の河川管理責任者である遠野市に、土砂流出防止と破壊された環境の回復の早期実現を求めると陳情書が提出されました。議員全員にその陳情書は配付をされているところです。議会は市民を守るため、このような一般質問などを通してしっかりと戦います。市長も陳情が一自治会から議会に提出されたという現実を十分に捉え、河川が汚濁されている現実と、市民の盾になって戦っていただけませんか。

再度市長の今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　先ほどの答弁の中に尽きるのではないかなと思っておりますけども、この柏木平地区のほうから議会に陳情書という報告も、私も受けております。そのような中におきまして、まだ柏木平のみならず、流域の地域の方々もあるわけでございますから、しっかりと話し合いをする。その話し合いは、まず第一義的には、事業者が住民の方々としっかりと向き合っていただかなきゃならない。それが基本だというように思っております。準用河川だから市の責任だという中で物を進められると、これはもう、それこそ市としても、ある意味では、繰り返して申し上げておりますけども、その点で議論をされると大変であります。したがいまして、地域住民あるいは関係者の方々と、まず業者がしっかりと向き合って、補償の問題

あるいは対策の問題、そのような答えを誠意を持って示すということがやっぱり基本ではないのかなと思っておりますので、事業者に対しまして、そのようなことを踏まえながら強く、そしてまた、しっかりと申し入れをしながら、まず対応等について強く指導をしてまいりたいというように思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　１番小松正真君。

〔１番小松正真君登壇〕

○１番（小松正真君）　御答弁をお伺いしていると、どこか事業者側の代弁者のような御答弁のような気がして、すごく残念です。

平成29年10月24日付の記者懇談会の資料を拝見すると、選挙で市長が市民に対してお約束された公約が載っています。「誠実にチャレンジ、このふるさとを未来へをモットーに」とあります。河川の汚濁が起因する環境破壊は、我々市民のふるさとを未来へつなげなくする問題です。持続可能な遠野を実現するためには、避けては通れない問題です。一日でも早い住民の安らかな生活を取り戻すための戦いを、今後も注視してまいります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（浅沼幸雄君）　次に進みます。７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　皆さん、こんにちは。会派遠野令和会の菊池美也でございます。

週末、皆さんはいかがお過ごしになりましたでしょうか。私は、土曜日午前中は遠野市ＰＴＡ連合会、遠野中学校区のソフトバレーボール大会に参加をして、先生方そして父兄の皆様と子育て中の親の一人として親睦を深めました。その後、お腹が空いたので、閉店時間間際のスマイルランチ松崎、いわゆる子ども食堂でカレーライスを食べ、それから急遽、宮古市の田老球場に向かいました。大会名少し長めなんですが、文部科学大臣杯第11回全日本少年秋季軟式野球大会兼第17回岩手県少年軟式野球新人大会兼第17回東北少年軟式野球新人大会岩手県予選の決勝戦に、地元遠野中学校が駒を進めたとの情報が入ったから、いても立ってもいられず宮古に向かいました。見事遠野中学校は、県大会に出場した27チームの頂点に輝きました。その瞬間に何とか立ち会うことができました。優勝です。県大会優勝。遠野野球界にとって、久しぶりの明るい出来事です。遠野中学校は、来年３月静岡県で開催の全国大会に出場をいたします。中学生から元気をもらったうれしい週末でありました。

それでは、最初の質問をいたします。

非正規社員よりも正社員のほうがよい待遇で働くことができる。これまでの日本企業の文化において、当然のことでありました。給与面ではもちろんのこと、福利厚生で受けられるサービス面にも、両者の間には大きな差が存在をしております。もちろん業務内容や責任の重大さが違うというのであれば、それに見合う報酬が異なっているのも当たり前のことです。非正規という身分を、あえて選択している方もおられました。

これまでも労働関係法において一定のルールはありましたが、さらに徹底がなされることになりました。同一労働同一賃金、別名がパートタイム・有期雇用労働法。2020年４月、来年度から施行されます。

業務内容が同じ、または同等のケースには、雇い主は同じ賃金を社員に支払うべきだという考え方、概念が同一労働同一賃金です。大企業は2020年度から、中小企業は１年延期をされて2021年度より実施されることになっています。

問題視されているのは、正社員と非正規社員、派遣やパートタイムなどの待遇差。同じ仕事をしているのに、雇用形態の違いだけで給料や福利厚生などに不合理な格差が生じていることが、社会的な課題と捉えられています。いわゆる働き方改革の一つとして、正規雇用と非正規雇用の間の待遇差を解消し、持続可能で多様な働き方を選択できる社会になることを日本は目指しています。

国の方向性について、市長はどのように考えますか。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　菊池美也議員の一般質問にお答えいたします。

１問目は、いうところのパートタイマー・有期期限労働法の一つの制定に基づきまして、これについてどのような認識をお持ちなのかということでありました。

地域経済といえども、今は世界経済の大きな変化の波がどんどんリアルタイムで押し寄せてきている。そして、人口減少による人手不足。そして、さらには、今御質問にありましたとおり、働き方改革など新しい価値観がもたらす社会の変化のうねりといったようなものを私も感じているところであります。

そのような認識の中で、先般でありましたけども、６月上旬に市内の企業、２日間にかけまして、地場企業を中心にいたしまして回りました。企業経営者の方々とさまざまな率直な意見交換を行ってまいりました。まさにぎりぎりまで知恵を絞りながら、この大きな変化に対応するという企業の皆様の懸命な姿が、その中で感じ取ることができました。

また、この訪問では、若手従業員の方々と懇談する場面もありました。まさに自分の技術を高め、企業や社会に貢献したいという頑張っている方々が、若い社員の方々が多い。本当に遠野のためにという形で頑張っている方が多いということも、改めてその方々と向き合いながら感じてきたということを、ちょっと正直に申し上げておきたいと思っております。

そのことを踏まえながら、ただいま御質問にありましたとおり、この同一労働同一賃金の問題につきましては、国が目指す一億総活躍社会の実現に向けて取りまとめられた働き方改革実行計画の一環で、同一企業・団体における正規労働者と非正規労働者、いうところの有期雇用労働者ですね。有期雇用労働者、パートタイム労働者、さらには派遣労働者という言葉になろうかと思っておりますけれども、この間の不合理な待遇の解消を目指すものであると、御質問にあったとおりであります。

そのような中におきまして、今、国会におきましても、この法律が成立になりました。労働基準法、労働者派遣法とともにパートタイム・有期雇用労働法などの法整備が整いまして、長時間労働の是正や公正な待遇の確保のための措置を講ずるとされたところであります。よく民間企業での長時間労働や過労死という問題もあったわけでありますし、また、あるということも承知しております。残業代の不払いなどの問題もクローズアップされてきているということになるわけでございますから、こうしたことを踏まえながら、長時間労働の規制のほか、仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲を持って働くための働き方改革に期待をいたしているところであります。

また、正規雇用と比べ、非正規雇用には、雇用が不安定、能力開発の機会が少ない、賃金が低いといったような課題が指摘をされているところでありますので、まさに法のもとの平等という観点からも、このようなものに対する法の整備といったものにつきましては、一定の期待を持ちながら、また、ぜひそのような環境に持ち込むべきではないのかなと認識をしているところでございますので、その認識を申し上げて答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　市長のお考え、働き方改革に一定の期待を持っているという答弁でございました。

それでは、次の質問入ります。そこに関連して、一定の期待を持ちつつも、どうなんだというところを質問させていただきたいと思います。

今定例会において、議案第25号は、遠野市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてであります。提案理由は、会計年度任用職員に係る給与等に関し必要な事項を定めようとするものである。新たな条例の制定です。制度が変わるからということだと思います。

会計年度任用職員は、民間企業の同一労働同

一賃金を目指す政府の方針に沿い、地方自治体の非正規職員の任用根拠として新たに位置づけられました。臨時・非常勤職員の大部分が対象となり、自治体間でばらばらな勤務条件が統一をされます。期末手当などの支給によって、正職員との格差解消につなげようというものです。総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルにのっとっての準備と捉えます。

ただ、不安材料が残ります。遠野市職員数は定員管理やアウトソーシングなどにより縮減しておりますが、正規職員が非正規職員に置きかえられている実態を伺うことができるのかなと思っております。

非正規の職員は、一般事務はもとより、学習支援員などあらゆる行政サービス・職種に広がり、本格的・恒常的な業務を担っています。地域おこし協力隊員も会計年度任用職員の対象に含まれてまいります。

しかしながら、８月15日の新聞報道によれば、国は関連条例の改正を自治体に求める一方で、費用分担をどうするかを明らかにしていないということでありました。

記事を読み上げてみます。「人件費負担に自治体が戦々恐々としている。制度導入で非正規の地方公務員が期末手当・ボーナスなどの支給対象となって人件費が大幅にふえるのに、国と自治体の負担割合がいまだに決まっていない」。

議案が可決となれば、非正規の職員が会計年度任用職員に移行されます。2020年度の人件費は、期末手当の支給などで増額となるでしょう。翌2021年度には経験年数による昇給も加わり、さらに市の人件費はふえることが予想されます。

記事から２週間以上が本日経過しております。この間、何か動きはありましたでしょうか。財源は見込めているのでしょうか。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　会計年度の任用職員の一つの問題についての御質問でありました。

平成29年に一部改正された地方公務員法及び地方自治法により、令和２年４月１日から施行される会計年度任用職員制度について、今定例会に給与等に関する条例の制定を提案申し上げているところであります。

したがいまして、いろいろ御審議をいただくことになろうかと思っておりますので、この会計年度任用制度、それに御質問にありましたとおり、当市にどのようなという部分につきまして、担当の佐藤総務企画部長のほうから今の状況につきまして答弁を申し上げますので、御了承をいただければと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　総務企画部長。

〔総務企画部長佐藤浩一君登壇〕

○総務企画部長（佐藤浩一君）　命によりまして、菊池美也議員の一般質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度は、臨時的任用職員及び非常勤職員の適正な任用と勤務条件を確保することが求められております。

従来、制度が不明確であり、各地方自治体によって任用や勤務条件等に関する取り扱いに違いがありました。

今般の一部改正におきましては、会計年度任用職員制度が創設され、また、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化され、あわせて、会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となったものであります。

質問にもあるとおり、特別職非常勤職員として任用されない非常勤職員及び臨時的任用職員は、会計年度任用職員に移行することとなります。

会計年度任用職員への移行に伴う財源負担は、本市のみならず全国的な課題であると認識しております。

健全な財政運営と行政サービスを維持するため、行政事務の包括アウトソーシングを行うことを検討しております。

臨時的任用職員が担っている業務や、定型的な業務を担っている非常勤職員の一部の業務について包括アウトソーシングを行い、将来的な人件費削減を図っていきたいというふうに考え

ております。

国からの財政支援に関しては、総務省の平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等において、会計年度任用職員制度の導入に伴うシステム改修に要する経費に対して、地方交付税措置を講ずることとされております。

また、総務省では、各府省に対して令和２年度の地方財政措置について要請しており、その中に、会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、所要の財源を確保するよう求めております。

市としましても、岩手県や他市町村と連携し、財政支援について働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　職員のというか、人件費の増加は避けられないんだと。今現状は国の負担割合等も決まっていないので、これから、あるいは国・県に申し入れをしていくという方向、そうしていきたいと。小さな自治体では、単独ではもう賄いきれない部分が出てくるぞという大きな大きな課題が残っております。

市町村については、国とか県とか将来的にそういった財政的な支援が見込めてくるのかもしれませんけれども、じゃあ、果たして一般企業は、特にもう中小企業は、そうはいかないと思うんですね。自らの利益で賄うことができるというような体力のある民間企業ばかりではありません。先ほども申し上げましたとおり、中小企業についても、この同じ同一労働同一賃金という制度の導入は、2021年４月から法律が適用されることとなっております。

この同一労働同一賃金には、社員側から、従業員側、働く側からと企業側、雇用する側から見た表裏一体のメリット・デメリットがそれぞれあろうかと思います。

まず、メリットを掲げてみます。

待遇が改善されると、非正規社員のモチベーションは上がります。納得できる賃金が支給されることで、業務や組織への満足度もアップします。短時間や週に数日など、ライフスタイルに合わせた働き方を希望する非正規社員には朗報でしょう。

非正規社員の働く意欲がアップすることで、潜在的な能力を引き出し、さらに今ある能力を維持向上できる可能性も広がります。今後、非正規社員は業務で必要な知識やスキルを身につける教育訓練を受け、キャリアアップして仕事や業務の幅が広がる可能性があります。非正規社員が意欲的に働くことで業務の効率化や生産性の向上が進めば、利益や企業業績のアップにつながります。さらに、非正規社員でも納得できる賃金や待遇を得られるのであれば、求職者や未就業者の労働意欲も高まります。これは、少子高齢化で多くの企業が直面している、またこれからも直面するであろう申告な人材不足の解消策にもつながってくるものと考えられます。

その裏側、デメリットを考えてみます。

同一労働同一賃金の趣旨は、何度も繰り返しますが、非正規社員の待遇改善としての賃金アップです。対象は、賃金や各種手当はもちろん、福利厚生や教育訓練なども含まれるため、人件費負担が企業経営を圧迫する恐れが出てまいります。非正規社員の待遇を改善することに伴い、人件費の高騰が見込まれます。そこで、会社側の対応としては、人件費をカットするために能力や評価が低い社員は給与の減額や賞与の廃止、リストラまたは新規雇用を手控えるという残念な対応をされる恐れが出てまいります。

賃金アップに伴う人件費負担が企業経営を圧迫すると、新たな投資やほかへの投資を抑制したり、見送る可能性が出てまいります。そうなると、企業の成長は減速、低迷することにもなりかねません。余りにも変化が急過ぎるなと思います。

先ほど一番最初の市長触れておりましたけれども、６月に市内の企業を訪問して、若手の社員含め、いろいろな意見の交換をされてきたと。そのことも含めて答弁いただきたいんですけれども、改めてこの同一労働同一賃金導入にかか

って、市として市内の中小企業に対しての支援が必要になってくるんじゃないかなと私は考えますが、市長はどう思いますか。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　同一労働同一賃金の認識あるいは今の現状等につきまして、先ほど私の基本的な認識を申し上げ、今、中小企業等、地場企業等に対する一つの対策案を含めての御質問でありました。

したがって、１問目の質問の中に、市内の企業を全部というわけにいきませんでしたけども、主な企業を回りました。２日間かけて回りました。もちろん私一人で回ったわけじゃなくして、担当部長、担当課長も同行しながら、担当者も入りながら、一緒になってさまざまな意見交換を行ったということなわけでありまして、申し上げましたけども、今のメリット・デメリット、そしてまた一方においては、急ぎ過ぎではないかと。どうすんだと。能力やら、あるいは、さまざまなものによって差別されないだろうかと。あるいは、人件費の高騰につながらないだろうかというような御質問が今ありました。

市の組織にありましては、先ほど担当の総務企画部長から答弁申し上げましたとおり、包括アウトソーシングという一つの仕組みの中で、しっかりとしたそのような法の趣旨に基づいた対応をしようということで、環境整備を進めようとしているわけでありますけども、一方の中小企業を中心とする企業のほうへのきちんとしたフォローも必要ではないのかなと。メリット・デメリット、それをしっかりと踏まえながらとなれば、人口減少に伴う人手不足、さらには賃金や物価の上昇、もう10月１日、あと１カ月であります。消費税も10％に上がるということにもうなっておりまして、地方の中小企業の経営環境といったものが、厳しい状況が続いているということになるのではないのかなと思っておりまして、岩手県の最低賃金を見ますと、現在は、岩手県の場合は、2019年10月までは762円、2019年の10月以降は790円ということに、今そのような議論も行われているわけでありますけども、一方、この働き方改革に関連する中小企業支援として、国では雇用関係助成金のほか、相談支援体制のメニューを幅広く用意をしたというように情報を得ているところであります。各都道府県に働き方改革推進支援センターを設置したということでありますから、相談体制が整備されたと。これをしっかり連携をとらなければならないんじゃないのかなと。メリット・デメリットのことを踏まえながら向き合わなきゃならないんじゃないのかなと。

また一方、遠野商工会あるいは遠野職業訓練協会ともしっかりと連携を図りながら、９月10日には、企業向けの働き方改革セミナーが企画されているということも聞いているところでございますので、制度の周知、さらには、大事なのは、個別相談などもしっかりと行っていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

もう一方、市としては、中小企業の生産性向上に向ける取り組みには、３年間の固定資産税の減免措置を講じておりますし、それから、市内金融機関と連携しながら、設備資金のみならず、運転資金に対する融資の利子補給も今後も行っていく考えであります。さらには、税制支援、金融支援のほかに、遠野商工会などの団体機関とも連携を図りながら、市内の中小企業に制度の周知をしっかり図ってまいりたいというように思っております。

国の幅広い支援制度を市内の中小企業の皆様に活用をしてもらうために、マンパワーと、それから、ハンズオンによる支援体制の充実が必要だということで、現在、行政改革・アウトソーシングの検討を進めるため、行革の検討状況を含めながら、新たな行政支援の形を今検討をしているとこでございますから、さまざまな現場の意見、あるいは現状等につきましての情報も私どものほうにもという部分の中で、しっかりとした仕組みづくりに持ち込みたいというように思っているとこでございますから、よろしくお願いを申し上げたいというように思って

おります。

○議長（浅沼幸雄君）　７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　体制整備して、いろいろと支援をしていくんだと。遠野市においても情報収集しながら取り組んでいくという答弁いただきました。

いずれにせよ、総合計画に雇用の確保とうたっています。この新しい制度によって残念なことにリストラに遭うとか、そういったことが一切、一切というか、極力ないように、やっぱり雇用の確保、一番遠野に住んでもらうために、遠野で暮らしていくためには、なりわいがないと生活できませんので、そういったところをきちっと総合計画、何度も繰り返しますけど、雇用の確保、取り組んでいただければと思います。

２つ目のテーマに入らせていただきます。

ことしの10月、もう９月ですので来月からですね。来月から幼児教育・保育の無償化が始まります。幼稚園や認可保育所、認定こども園に通う３歳から５歳の子どもについては、親の所得に関係なく、一律に費用を無償とする。３歳から５歳は全員無償。０歳から２歳の子どもについては、住民税非課税の世帯に限って無償となります。あくまでも概略ですが、このような内容です。

保育料を無償にすることについて、いろいろと言われているようですね。保育利用者がふえるだろう。そうすると、保育士さんが不足するのでは。他業種から保育への人材の移動によって、さらに他業種の人手不足、人材不足が生じる可能性があるのではないか。そもそも待機児童の解消が先ではないか。一方でこんな議論もあるようです。

虐待の予防が進む、幼児期の早い時期は脳が最も敏感な時期で、愛着を抱くなど精神面で重要な成長をする時期です。家庭訪問や保育など子育て支援によって、この時期の虐待などの不適切な育児を予防していくことは、子どもたちの幸せのためにも、また、将来の日本社会の安定のためにも極めて重要なこと。

社会経済的に不利な家庭では不適切な育児が生じやすく、２歳半時に子どもが保育所などに通っていると、不適切な育児が予防されやすいという、保育の虐待予防効果も示されています。

そのため、保育所定員までに一定の余裕を残している地方部では、保育無償化によってハイリスク家庭の保育利用がふえ、虐待の予防につながる可能性も期待ができます。あるいは、無償化によって保育所への利用申込みがふえ、３歳から５歳児の母親の就業がふえる、人手不足の緩和、さらには、女性活躍が進む可能性が見込まれるなどなど、国レベル、全国レベルではいろいろな角度の議論がなされているようです。

ここは市議会ですので、今回の幼児教育・保育の無償化、国の施策によってどのような影響・効果が遠野にもたらされるとお考えになりますか。市長の御答弁を求めます。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　「子育てをするなら遠野」というスローガンを掲げながら、さまざまな条例、わらすっこ条例、あるいはプラン、基金といったようなものを含めながら、昨年の４月には子育て応援部という組織を立ち上げながら、切れ目のない子育て体制をきちんと遠野の中からつくり出そうという中で取り組んでいるところであります。

今、菊池美也議員の中から、さまざま無償化という、幼児教育・保育の無償化についての遠野のもたらす影響及び効果等につきまして、今社会の大きな問題になっております虐待の問題なども含めながら御質問をいただきました。全くそのような状況の中に、遠野にはそのような、起こしてはならないし、また、あってはならないし、そのような環境を未然にしっかりと防止をしながら、よりよい環境をつくっていくということは、これは義務であり、それこそ責務であり、一つの遠野行政にも課せられた義務である。

そういった中におきまして、国の少子化対策及び幼児教育推進により、ことしの10月から、

保育所等を利用する３歳から５歳及び住民税非課税世帯の０歳から２歳の子どもに係る保育料は、一律無償化とすることとなって決定をいたしているところであります。

ちなみに、市内の８月１日現在における３歳から５歳児500人のうち、幼稚園・保育所及び認定こども園を利用する子どもは492人、利用率で98.4％という数字になっているわけでありますから、ほとんどがそのような環境の中で子育てを行っているということになるわけであります。

そういったことを含めますと、少子化が進行する中においても、幼児期の教育・保育の重要性を踏まえた幼児教育・保育の無料化は、子育て家庭の経済的な負担の軽減はもとより、少子化対策を推進する一環としても、非常に効果のある一つの制度と申しますか、効果が期待されるのではないかなというように認識しております。

ただ、国が定める保育料の無償には、保育所の設置における、おかずやおやつ代である副食費は、これは無償化の対象外とされておりまして、引き続き保護者が負担することになっていることから、市といたしましては、これは今議会でも御議論をいただかなけりゃならないかというように思っておりますけども、「子育てをするなら遠野」という一つの中における環境整備といたしまして、保育協会のほうとも何度も議論をしながら、そしてまた、前段の質問でありましたけども、働き方改革という中で、保育所に働いている方々、幼稚園・認定保育園のほうに働いている方々、公立・私立を問わず、公立・私立を問わずというよりも、保育園・幼稚園を問わず、しっかりとした環境をつくろうということで、副食費の無償化といったものに取り組もうという中で、今議会に予算化を図っているとこでございますので、よろしくお願いを申し上げて答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　午後１時まで休憩いたします。

午後０時00分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（浅沼幸雄君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　午前中に引き続きまして、幼保の無償化について、遠野に国の施策がどういった影響があるのか、どういった効果をもたらすかという点から、いろいろと質問を続けさせていただきたいと思います。

午前中の市長の答弁において、影響というか効果、遠野市における効果、これまでほとんどのお子さんが保育所・保育園等に通園も既にしているので、新たな利用者がふえるということは少ないんじゃないかと。それに基づいて、仕事、人材不足の緩和に仕事、各企業の人材不足の緩和にもなかなか結びつきにくい。ただ、一点、一点というか、ただ、いいこととしては、子育て世代の負担の軽減につながって、しいては少子化の対策につながってくるということを期待するという旨、答弁いただいたかと思っています。

もう一つ、市長触れていなかったんですけれども、財政的な部分でいいことが出てくるんじゃないかなと一つ考えています。

現在の保育料は、国が上限額、いわゆる国庫負担金の精算基準額を定め、それを上限として、実際に徴収する市町村が独自に保育料を決めています。上限額は高い設定になっていますので、市町村が決める保育料は上限額よりも低く設定される、そういった場合がほとんどになっています。これを保育料減免、差額を保育料減免額と呼び、減免額はそれぞれの市町村の単独負担です。

繰り返しになりますが、来月10月から３歳児以上の保育料が無料となります。幼保無償化に係る財源の負担割合は、今年度の残り半年間については国が10割、来年度以降の負担割合は国２分の１、県４分の１、市４分の１。今回の無

償化によって、これまで減免額を大きく設定していた市町村ほど、これから歳出の削減が図られるという形になろうかと思います。遠野については、これまで市民の皆様の御理解をいただきながら、基本的に国の上限額の２分の１に保育料金を設定をしておりました。

幼保の無償化によって生み出される財源は、引き続き少子化対策・子育て支援に限定した分野に充てるべきと考えます。

さきの質問で、市長、保育の無償化と言いながらも、副食費については無償になっていないので、遠野独自の組み立てとして、副食費の部分も無償化を図りたいという答弁をいただきました。もちろんそういった考え大事なんですが、もちろんありがたいことだと思うんですけれども、恒久的な取り扱いが必要ではないかなと思います。

「子育てするなら遠野」として、総合計画の共通優先課題に少子化対策・子育て支援を掲げている遠野が、保育料の無償化によって生み出される財源を、全く別の分野に使ってしまうことのないようにということを求めたいと思います。市長のお考えを伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　御質問にお答えいたします。

非常に建設的な、そしてまた、真剣に考えなければならない課題への御質問であったというように受けとめているところであります。

市の総合計画の中では、共通優先課題の一つといたしまして、少子化対策・子育て支援を位置づけながら、それぞれの目標を持ちながら、しっかりと進行を管理をしながらということで進めております。正直なところ、じくじたる思いもあります。もっと大胆に、もう少しダイナミックに進めたいなと思うときも時々あります。ただ、いろんなバランスを考え、そしてまた、さまざまな課題に立ち向かうとなれば、やはりどうしても財源という問題と向き合わなければならないというその中にあるわけでありますけども、そこにどうめり張りをつけるのかという部分が、まさにこの総合計画の優先課題の共通優先課題として位置づけたというところに見出すことができるんじゃないのかなと思っております。したがって、国が定める保育料を半額程度に引き下げ、独自軽減策の中で支援をという部分も行ってきたということは、御案内のとおりだというように思っております。

御質問にありました今回の幼児教育・保育の無償化に伴いまして生み出される本市の一般財源、今年度は６カ月間で2,200万円、そして、来年度は通年ということになりますから、4,400万円という形で試算を行っているところであります。

この貴重な財源を、これまで取り組んできた少子化対策、子育て支援、安定的かつ継続的、さらには、いろんなめり張りをつけながらの子育て支援というところにどのように、しかし、一方においては、この健全財政５カ年計画に基づく健全財政も維持していかなきゃならないという一つのバランスをどうとっていくのかということが、やっぱり常に検証をしながら進めていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

国の幼児教育・保育無償における副食費については、年収360万未満の相当の世帯と、全ての第３子以降の子どもの世帯を除き、保護者が負担することとなり、その費用は施設が徴収するというものであったわけであります。それを、いろんな市内の保育所、それから、さまざまな関係者、保育協会を含め、午前中の質問にありましたとおり、働き方改革も進めていかなきゃならない、そしてまた、幼児教育・保育士の先生方には、文字どおり高い志のもとに子どもたちと向き合ってもらわなければならないというような、いろんなあらゆる角度から、関係者とかなりの濃密な議論を展開をいたしました。

その中で、子どもたちにしっかりと向き合うという中にあっては、現場の事務負担も、少しこれも我々も考えなきゃならない。保育協会も考えなきゃならない。そういうような中におき

まして、共通認識の中から、これを市として何らかの応援施策を展開したいと考え、「子育てするならば遠野」というものを掲げる遠野市としては、副食費の保護者負担と保育所施設の取り扱いにつきまして協議を重ね、13園を運営している保育協会というような中におきまして、副食費を市が助成をするという中に一つの方針の結論を得まして、今議会に予算化を図ったというとこにあります。

したがいまして、このこと、市といたしましては、国の免除対象とならない副食費を市が全額助成することによりまして、本当の意味での保育料無償化の実現を目指したいというように考えているところでもありますし、繰り返しになりますけども、保育所の先生方、保育士の方々、徴収事務等の新たな負担もなくすということも、やっぱりこれも一つ大事じゃないのかなというような認識を持ったわけでありまして、実は、ちょっと長めの答弁になって申しわけありませんけど、出生数29年度138人であったのが、30年度は164人と、微増ではありますけども、子育て支援施策に力を入れている効果が、この数字の中からも見出すことができるんじゃないかなということを思えば、御質問にありましたとおり、財源の使い道については、これから策定するさまざまなプラン、あるいは、いろんな制度の見直しといったことをあらゆる角度から検討しながら、ハード・ソフト両面から、そこの支援策の財源としてしっかりと位置づけるということに持っていかなければならないというように思っているところでありますし、わらすっこ基金などにもそのような貴重な財源をその中に見出していくということになるんでは、見出すことに位置づければ、議会の皆様にも市民の皆様にも御理解をいただけるんじゃないのかなというような認識でいるとこでございますので、その認識をもって答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　あくまでも試算でしょうけれども、６カ月で2,200万、一年、通年通すと4,400万の財源が、今回の国の制度設計によって遠野市にとっては生まれてきそうだなという答弁いただきました。確かに、やみくもに子育て支援に全部投資してほしいと言っているわけじゃなくて、やっぱりバランスを見ながら、木を見て森を見ずなんてことにならないように、私たちも議会としてはきちんとチェックをしながら、子育て支援、少子化対策を取り組んでいきたいと考えております。

今回の国の幼保の無償化というのは、少子化対策に直接つながるんじゃないかという、そういった議論もあるようなんですよね。産みたい人が産みやすくなるんじゃないかと、こういった論じられ方もしておりますけれども、いろいろな遠野市内のアンケート等を見ると、遠野にとって、国の幼保無償化施策というのは、本当に遠野の現況に、少子化の対策になり得るのかというと、ちょっと何か疑問が残るんですよ。確かに親御さんの経済的な負担の軽減は図られますけれども。

ここに遠野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書あります。この中の就学前児童の保護者がこのように答えています。アンケートの結果です。「あなたは、子育てに対する経済的、精神的な負担などが解消されるとしたら、何人のお子さんを望まれますか」。皆さん、何人だと思いますか。アンケートの結果からは、最も多いのが「３人」、48.4%。「４人」は15.1%。「５人以上」と答えてくれている保護者さんもいらっしゃいます。8.9%。

また、次の質問で、「少子化の要因」はという問いに対しての複数回答でありますが、一番多いのは、「地域内に産婦人科・小児科の病院がない」、これが67.2%。また、「わらすっこプランの施策にどのようなことが必要であるか」という問いに対しての複数回答で一番多かったのは、やっぱり、やっぱりというか、想像しやすいところがあるんですけれども、「お産を扱う医師の常勤化」、これが49.1%でございました。

それから、もう一つ。まちづくり指標の中に

おいても、妊娠・出産について満足している者の割合の30年度の実績は95.8％でした。ここのまちづくり指標の成果・評価を読み上げてみます。「特に母親の不安が高まりやすい産後、退院してから１カ月程度の期間において、助産師や保健師から十分なケアを受けることができたかについてアンケート調査を行った結果、適切な支援を受けることができ満足している者の割合は95.8％、144人中138人であり、目標値85％を大きく上回った」。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査の自由解答欄にも、このようなコメントがあります。これも読んでみますね。「今回、初めての子育てで不安でしたが、出産前から助産師、保健師さんの丁寧な対応で、安心して出産することができました。出産後もさまざまな支援があり、安心して子育てができています。あとは、産婦人科が常にいてくれると助かります」。

また数字述べさせていただきますね。平成30年度の合計特殊出生率の実績というのは1.71でした。アンケートでは、経済的な精神的な負担さえ解消されれば、３人のお子さんを望む、４人を望む、５人以上を望むという子育て世代もいることがわかりました。

遠野にとって、より効果を上げる少子化対策は何でしょうか。アンケートの結果からるる数字並べさせていただきましたけれども、産前・産後サポート事業や産後ケア事業の継続・充実を図りつつ、産婦人科医の市内常勤を何とか実現する。確かに難しくて厳しくて、これまでも努力をされているというのは重々承知しておりますが、改めて少子化対策という目線から、産婦人科医の招聘について、市長の思いをお聞かせください。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま菊池美也議員から、かなり丁寧にそれぞれのアンケート調査、保護者の方々の意向を含めながら、何がその中にやらなければならない課題があるのかということが、おのずとうなずくような形での調査・アンケート結果なり、あるいはいろんな調査結果で、御質問の中にありましたとおり、今回初めての子育てで不安でしたが、出産前から助産師、保健師さんの丁寧な対応で安心して出産することができましたという、そのような質問の中にありました。関係者は励みになると思います。頑張らなければならないというような、そのような思いになると思います。そう見てくれるんだ、そう評価してくれているんだとなれば、やはりしっかりと命と向き合うという部分のそのようなやる気が、そしてまた意欲が、そしてまた取り組まなければならないという、そのような使命感といったものが、こういった関係職員の中にも出てくるんではないのかなと思って、ただいまの御質問を聞いたところであります。

少子化対策を効果を上げるという部分の中にありまして、実は、平成30年度に子育て応援部という組織を立ち上げました。その中におきまして、教育委員会、保育協会、健康福祉の里、あるいは社会福祉協議会をはじめ、市民センター組織も含め、医師会の先生方も含めながら、文字どおり総合的にしっかりとした子育て支援体制をつくろうじゃないかと。それが総合力だという中で、こういった関係者の打ち合わせ、あるいは情報共有なども、子育て応援部が幹事役になって進めているという状況であります。

合計特殊出生率の問題も、今出ておりました。それから、環境が整えば４人、５人というような、そのような保護者の方々もいますよという部分も、これも私どももしっかりとこの数字と向き合わなければならないというように改めて思ったところであります。特に、常勤の、常に産婦人科医がいてくれればいいなというのは、まさに切実な思いで、私もこの間ずっと、市長という職をいただいた後、この問題に向き合っているわけでありますけども、なかなかそれが実現できなくている。しかし、手をこまねいているわけにはいかないという中で、いろんな制度あるいはネットワーク、あるいは、消防職員の救急救命士という職員の方々にもお産というものに向き合ってもらうというような仕組みを

つくり、さまざまな手だてを講じてきているわけでありますけども、まだ医師招聘そのものには実現になっていないというよりも、ますます絶対数が少ないという中で厳しくなってきているということにはなっているわけでございますから、その辺を、しかし、厳しいからといって、それでもってよしとするわけにはいかない。やっぱり遠野という中において、そのような環境をつくるためには医師招聘にもという、そのような中で、子育て応援部の総合的な取り組みなども生かしながら、やはりひとつ取り組んでいかなければならないんじゃないのかなと思っておるとこでございますけども、なかなか招聘というところの決め手というよりも、確かにこういったような総合的な取り組みをこれからも引き続き発信しながら、何とか実現に持ち込めないだろうかというように考えているとこでございますので、なお、この少子化対策でより効果を上げるという一つの御質問でありましたので、今年度、子育て応援部がさまざま取り組んでいる今の取り組み状況につきまして、質問にお答えする形で、担当の子育て応援部長のほうから今の取り組み状況について答弁申し上げますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　子育て応援部長。

〔子育て応援部長兼総合食育課長佐々木一富君登壇〕

○子育て応援部長兼総合食育課長（佐々木一富君）　命によりましてお答えいたします。

今年度は、「子育てするなら遠野」第２ステージへと向かう準備を整えるため、第２次遠野わらすっこプランの策定、制定10周年を向かえたわらすっこ条例の発展的な見直し、わらすっこ基金の新たな仕組みづくりと三本柱とし、関係機関とのさらなる連携のもと、少子化問題と正面から向き合い、子ども・子育て施策の推進に取り組んでいます。

わらすっこ支援委員会では、昨年度から高校生に参画いただき、今年度は既に委員会を３回開催しました。わらすっこプラン、条例、基金の子ども・子育て三本柱の第２ステージについて議論を重ねてございます。

また、遠野高校の新しい遠野物語をつくるプロジェクトにおいても、高校生がみずから未来を見据えた夢のある施策について意見を出し合い、主体的に想像する機会を設けてございます。

さらに、保育所等施設に通園している児童の保護者には、保育料無償化に係る説明会にあわせて、市が実施している子ども・子育て支援事業について改めて説明しながら、保護者からも直接声を頂戴してまいってございます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査を踏まえるとともに、引き続きさまざまな機会や検討の場を通して意見を集約し、新たなわらすっこプランの策定に取り組んでまいりたいと思います。

また、子育ての入り口となる周産期医療や産前・産後サポートの充実は、少子化対策の中でも重要な柱の一つでございます。

市では、今年度に助産師１人を増員し、３人体制としました。

助産院ねっと・ゆりかごは、第２ステージとして、助産師２人が妊婦の家庭訪問など、地域に出向いた寄り添い指導を行うほか、保健師、栄養士と連携し、産前・産後の切れ目ない包括的な支援を行ってございます。

もう一人の助産師は、元気わらすっこセンターで、子育て世帯が安心して子育てできるよう、不安を抱える家庭などのサポートに出向き、育児と家庭生活の重層的な支援に努めているところでございます。この連携の仕組みを大事に、一歩一歩さらに進化させていきたいと思ってございます。

一方、広域的な医療環境整備の視点から、県中央部と沿岸部を結ぶ中継地点としての遠野市の地の利を生かし、本市に地域周産期母子医療センター等の拠点の設置を県に働きかけてございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（浅沼幸雄君）　７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　いろいろこれまでの取

り組みを継続していくと、より一層子育て支援、少子化対策に取り組んでいくという姿勢を部長のほうからは説明をいただきましたが、医師の招聘について、先ほど市長、なかなか難しいことであるけれども、制度とかネットワーク、仕組みを、さまざまな手だてを打ちながら、安心安全な出産環境を確保していきたいと。ただ、全く諦めていないぞと。それこそ愚直に関係者の総合力で取り組んでいくんだということを答弁いただいたかと思います。その総合力という中に、官民一体とか、市民も力添えができるんじゃないかなと考えました。

これ、私撮ってきた写真なんですけれども、秋田県の鹿角市、研修だったかな。こどもの城に係る研修で鹿角市お邪魔させていただいたときに、いろんな場所場所で目についたんですが、「お産できる鹿角へ」ということでポスター張ってあるんですね。公共施設あるいは道の駅等の訪問客が訪れるようなところに、これからの行動ということで、「住民はお産ができる鹿角を望んでいることをあらゆる場面でアピールします。鹿角に来てくれる産婦人科医を探します」という、こういうポスター張ってあるんです。これまで医師の招聘というと、交渉事ですから、水面下でというのが主になっていたような気がしますけれども、市民一丸となって取り組んでいるんだというのを、市内外にアピールしていくというのも、より重要になってくるんじゃないかなと思います。官民一体での取り組み、産科医不在の解消に明るい展望を見出していきたいと思いますが、最後に市長のお考えをお伺いします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいまこの問題につきまして、一問一答の中で、改めて「子育てするなら遠野」ということと少子化といったものに果敢に挑戦をするという部分の課題が、また浮き彫りになったんではないのかなというように思っておりまして、今御質問の中にありましたとおり、鹿角の例もありました。市民一丸となって市内外に発信をしながら、そのような環境をつくっていくことが大事なんだということもそのとおりでありまして、全く私もその先頭に立ちまして、「子育てするなら遠野」という中に、一つの環境づくりをソフト・ハードの中に見出すと。今、子育て応援部を中心に大変活発な議論をさまざまな関係者の方々と行っているとこでございますから、菊池美也議員からも建設的な提言あるいは意見といったようなものをお寄せいただきながら、かみ合せた一つの議論と、そしてまた、その環境づくりにともに一緒になって取り組んでいくということを、ひとつ見出していきたいかなというように思っているとこでございますから、私の思いも申し上げまして、これからの「子育てするなら遠野」という一つの環境づくりに、全力を上げて前に進んでいきたいというように思っているとこであります。

○議長（浅沼幸雄君）　７番菊池美也君。

〔７番菊池美也君登壇〕

○７番（菊池美也君）　私の一般質問を終わります。

○議長（浅沼幸雄君）　次に進みます。６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　公明党の小林立栄でございます。通告にしたがいまして、一問一答方式で質問をしてまいります。

防災の日の昨日、市内一斉に浸水・土砂災害に備えた防災訓練が行われました。自主防災組織や消防団の皆様、参加された多くの市民の皆様、関係各位の皆様におかれましては、大変にお疲れさまでございました。訓練の中でさまざまな課題・問題点があったと思われます。防災・減災にこれでよしはありません。私を含め、市民お一人お一人がさらなる改善に結びつけていく努力が大事であると感じております。

さて、先週には、北九州北部が記録的豪雨に見舞われ、お盆のころには、西日本一帯を超大型台風が襲いました。被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、集中豪雨や竜巻、突風、雷、大規模な火災といった局地的に甚大な被害をもたらす自然災害も、全国各地で頻発しております。

災害列島日本の現実を直視した住民の命、財産、生活を守るための防災・減災、そして、復旧・復興を含めた切れ目のない対応が求められております。

大項目１点目は、防災・減災、復旧・復興について市としての取り組みの再確認と支援に充実について質問をしてまいります。

３年前の平成28年８月30日、台風10号が観測史上初めて東北の太平洋側に上陸。市内の累積雨量は270ミリを超え、住家の床上・床下浸水、道路や護岸の決壊、農地の流出、ハウスの倒壊、停電、孤立集落。幸い人的被害はなかったものの、甚大な被害がもたらされました。自然災害の恐ろしさを忘れてはいけません。

豪雨災害を受けて、市では検証チームを設置し、台風10号に対する市の対応について課題を検証し、今後の防災対策に反映させようと報告書を作成しました。報告書では、今後取り組むべき内容として、自主防災組織の育成と防災意識の高揚、適切な避難の実現に向けた取り組み、迅速な初動体制と情報伝達の確立の３項目が挙げられました。

東日本豪雨災害対応について検証された今後取り組むべき項目について、市民の安心安全のため、この３年間どのように取り組まれてきたのか。河川などハード面での復旧の現状とあわせお伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　小林立栄議員の一般質問にお答えいたします。

冒頭御質問の中にありましたとおり、昨日は９月１日でもって防災の日でありました。全国各地でさまざまな訓練を行われ、市内各地でも各地域ごとに真剣な防災訓練が行われました。私も現場に足を運びながら、多くの方々が真剣に自主防災組織という機能が発揮され、さらには、消防団、消防職員の皆様が関係者の住民に皆様と向き合っている姿を拝見してまいりました。まさに自助・共助・公助という部分がしっかり機能させなければならないということを改めて感じてきたわけであります。

さて、東日本豪雨対策、いうところの台風10号であります。それに伴ってのもう既に３年が経過いたしました。この台風10号、気象庁観測史上初めての東北地方の太平洋側から上陸という、これまでにない一つのケースであったわけであります。ただちに被災を受けながら、もちろん岩泉であるとか、宮古方面、久慈方面、大変な被害でもあったわけでありますけども、当市におきましても、これを放っておくわけにはいかないという中で、東日本豪雨災害対応検証チームを立ち上げまして、さまざまな角度から検証をいたし、報告書にまとめているところであります。

今後取り組むべき一つの課題として、全部で３項目が報告書の中に盛り込まれておりました。

１つ目は、自主防災組織の育成と防災意識の高揚。これは、きのうの防災の日にも市内各地で見られたということは、先ほど申し上げたとおりであります。

それから、２つ目は、適切な避難情報の実現に向けた取り組み。これもレベル３、４という中にさまざまな定義があって、想定外という言葉も出てきております。避難準備、避難勧告、避難指示といったようなものをどのようにという部分の定義と対応も、改めていろんな方で検証をされているところであります。

それから、やはり迅速な初動対応と情報伝達の確立が非常に重要だという部分が、大きな項目で３項目提示されました。

この３年間の取り組みといたしまして、１番目につきましても、非常にいろんな、盛岡地方気象台からも講師を招きながら、みんなでこの研修会を開催しながら、自主防災組織の育成と防災意識の高揚の努め、さらには、土砂・浸水ハザードマップの全戸配布、デジタル防災行政無線の予算化、整備化にも着手をいたしました。そして、さらには、災害対策本部組織運営訓練、

緊急初動班及び地区センター班訓練なども行いながら、このような一つの検証した結果の３つの項目に対応をしているところであります。

さらには、この東日本豪雨災害にもちまして、復旧工事は255件、事業費は約12億8,000万、準用河川としての山口川の復旧工事を最後に、平成31年、ことしの３月にこれらの工事は全て完了をいたしております。それぞれの懸命な関係者の努力が、その中にあったのではないのかなと思っております。

さらには、県が管理する国・県道の一級河川、国・県道及び一級河川の災害復旧工事は、道路が15件、橋梁が１件、河川災害が35件、合計51件がもう既に完了をいたしております。そういった中におきまして、さまざまな対策が講じられ、復旧工事も終わったわけでありますけども、特に甚大な被害が生じました一級河川小烏瀬川、これは素早い県の、もちろん市議会ともども、国・県への働きかけが遠野市は素早かったわけであります。国交省の本所まで持っていったという部分もありまして、直ちにそのような行動に応えてくれまして、一級河川小烏瀬川は、県の災害復旧事業によりまして、大規模な河川改修工事が行われました。全長約6.5キロメートル、事業費は21億円に及んだ工事が、今年度末の完了を目指して今進められているということも申し上げて答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　台風10号被害に対する県全体のハード面の復旧状況、これは、まだ約75％であると新聞報道がなされておりました。そういった中でも、遠野市としても素早い対応をしていくことで、やはりハード面の整備、これもかなり復旧のほうが進んでいるという現状の御答弁をいただきました。やはりこのハード事業とソフト事業、そして、市長の御答弁の中にもございましたが、自助・共助・公助、こういったものを効果的に組み合わせていく、かみ合わせていくことが重要でございます。今後ともぜひハード事業の促進、これを国や県に働きかけるのは当然のこととして、やはり市としても取り組めることを着実に進めていっていただきたいと思います。

この報告書の中に、報告書作成に当たって開催された住民説明会の資料ございます。この中で意見・提言203件寄せられたということで出ております。そのうちの３割の60件については、早期の災害復旧についてという内容でございました。実際に被害が発生しているので、これは当然なことではありますが、実際災害が発生した場合には、迅速で適切な救護、そして、生活再建への支援体制が大変重要であります。それが行政の責任でもあり、被災された住民が何よりも行政に求めていることでございます。

ここからは、復旧、被災された方の生活再編という視点で質問をしてまいります。

災害が発生した場合、被災者の救護、その後の生活再建を進めていく上で、もとになるものに被災者台帳がございます。災害対策基本法で市町村の長が作成することができると定められております。被災者台帳をもとに、被災者に対して、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、さまざまな支援が行われます。

つまり、災害発生時には被災者台帳を速やかに作成し、被災者の救護を効率的、正確に、公平に実施をしていくことが重要であります。

災害発生時に被災者台帳を速やかに作成できる体制は整っているのでしょうか。また、初動段階から応急・復旧の各段階で被災者が支援を受けるには、さまざまな手続が必要になると思います。行政の組織間で被災者台帳をどのように利用し提供するのか、被災者の負担軽減となるような手順や運用ルールは整備されているのでしょうか。被災者台帳の作成・利用についての本市の考え方、取り組みをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　まさに災害発生、あるいは、それを未然に防止するという部分の中に

おきましては、関係機関が連携をとりながら、それらの役目を果たすということが大事なわけでありまして、今、市のほうにおきましては、総務企画部のほうに防災危機管理課というのを設けまして、それぞれの連携を図りながら、このような対策のあり方につきまして常に検証をしながら進めているところであります。

ただいま御質問にありましたとおり、被災者台帳の運用ルールや作成、利用についての市の方向性ということでありました。ただいまこの質問の中にも、被災者台帳を速やかに作成できる体制が整っているでしょうかというような、そのような形での課題に対する御質問でありました。

これにつきましては、今の取り組み状況等につきまして、このシステムをどのように、台帳のシステムをどのようにという中で、今の取り組み状況を、防災危機管理課が所属しております総務企画部長のほうから、今の状況につきまして御答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　総務企画部長。

〔総務企画部長佐藤浩一君登壇〕

○総務企画部長（佐藤浩一君）　命によりまして、小林立栄議員の一般質問にお答えいたします。

災害時の被災者生活再建、支援の上でもとになる台帳として、平成27年度に県が整備した岩手県被災者台帳システムがございます。これは、東日本大震災における生活再建支援業務の効率的な実施と、今後起こり得る災害においても、的確な被災者生活再建が実施できるよう県が整備したもので、県内の市町村が導入してございます。

このシステムにより、被災者への罹災証明書の発給、被災者支援再建業務、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、税の減免等でございますけど、これらが管理され、支援漏れ、支援抜けを防ぐことができるとされております。

しかし、被災者台帳システムへの事前の住民データの登録や家屋台帳データの登録は、個人保護条例の制限により、本格的な運用になっていない状況でございます。

東日本大震災の際には、このようなシステムではございませんが、各部局――税務課、福祉課、宮守支所等になりますけど、が被災情報を共有し、速やかに罹災証明書を発給することが、被災者の利便を図ってございます。

被災者援護については、援護する時期があることから、一度の手続で全て済むものではないところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

市の方向性としましては、この岩手県被災者台帳システムの利用も、被災者台帳の作成・管理の一つの形であり、発災時の被災者の利便性を考慮し、条件が整えば運用してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　この被災者管理システム、県の取り組みですね。県と県内各市町村で取り組んでいるこの被災者台帳システムの取り組みを行っていると。これをまた一つの形として、やはり利便性の向上、こういったものにも取り組んでいくという今後の方向性であったと思います。

その上で、ちょっと一点確認になりますが、被災者支援の業務、御答弁でもございました。さまざまな部や課をまたいで、互いに連携した対応が大変求められます。また、他の地方公共団体や民間団体による応援体制、これを構築していく必要もございます。そういった意味で、ＩＣＴを活用したシステムを導入して、やはり取り組んでいくということは大変重要なことであると思います。

ただ、実際に、過去の例なんですが、広島県での土砂災害、また、熊本地震の際に、このシステム自体は導入されていたにもかかわらず、導入後、適切な運用がとり行われていなかったために、残念ですが、いざ災害が起こったときに十分に稼働できなかった、混乱を生んでしま

った、そういった事例も発生したそうでございます。やはりどんなシステムがあっても、やはり日ごろからの訓練、システム更新など、平常時からの運用が重要であります。災害により被害が発生してしまった場合、被災者に対して支援業務を迅速で的確に実施できる状況にあるのか。これは大事な点ですので、改めて、平常時からの備えや準備について、本市ではどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　先ほどの質問の分については、今の取り組み状況につきまして、担当の総務企画部長から状況について答弁をいたしました。

ただいまの質問に対してでありますけども、いうところのＢＣＰという言葉があります。ビジネス・コンティニュイティ・プランという、そのような横文字でありますけども、業務継続計画というものでありまして、ことしの８月からその部分の一つの計画を策定し、先般、防災会議の場におきましても、この部分の計画を関係機関で共有をしたところであります。

これは、まさにＢＣＰという一つの概念は、大規模な災害時に優先的に行う業務を選定しながら、業務の執行体制や対応手順を定めたものである。被災者支援についても、これを計画に盛り込んでいる。

さらには、ＩＣＴを活用する具体的な方策として、マイナンバー制度の開始に伴ってのこの運用、マイナポータルというような活用も掲げております。官民のオンラインサービスを結ぶ拡張性の高いこのインターネット上のサービスであり、有する機能として、ぴったりサービスといったものあるというように。

このぴったりサービスというのは、被災者支援制度の各種手続の登録準備を行うことにより、災害発生時に被災者は市の窓口に出向かずに電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となるというような、そのようなシステムでございますので、このようなＢＣＰという概念に基づきまして、さまざまな形での対応を進めているところでございますので、御了承いただきたいと思っております。

なお、このお互いに連携をとらなければならないということで、きょう、お昼の時間でありましたけれども、長崎、佐賀のほうを襲った大雨の被害が拡大をしているということで、ＮＧＯの団体の方から、何枚でもタオルがあれば助かるんだけどもというような、そのような要請があったということも報告がありましたので、まさに日本列島、常にこういった連携のもとに、やっぱり適時適切にこのネットワークを活用しながら対応していかなきゃならない一つの事例じゃないかなと思っておりまして。

備蓄しているタオルをといっても、遠野市にもいつどのような災害があるかわからないから、その辺も踏まえながら迅速な対応をするようにという指示をしたところでありますけども、そのこともちょっと踏まえて、この備えや準備というものに対する対応についての答弁とさせていただきます。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　今、御答弁の中で、ＢＣＰ、８月に策定されたという御答弁がございました。なかなか遠野市では策定されないなというのが、ちょっと思いとしてはありましたので、やはりこれは大事なことだと思います。ぜひ、ただシステム、こういった仕組みがあっても、やはり日ごろからの運用、訓練、そういったところが大事であると思いますので、そこはやはり気を引き締めて進めていただきたいと考えます。

引き続き、備えの部分について、また何点か質問をさせていただきます。

災害からの復旧作業を進めていく上で、まあ仮に災害が起きてしまった場合です。避けて通れないものに災害廃棄物の処理がございます。平成27年に発災した鬼怒川の堤防決壊、市街地が広範囲に浸水した茨城県常総市では、路上への不法投棄や膨大な量の瓦れきやごみの対応に

追われ、復旧作業自体に大きな支障を来しました。

国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めておりますが、当時、茨城県と常総市では計画が未定となっていたそうです。

市町村には、計画作成の義務はないものの、予期せぬ災害に備えた対策は十分に取り組むべきと考えます。事前に担当課に確認したところ、処理計画については策定中だと大変前向きな答弁をいただきました。

その上で質問になります。

災害廃棄物処理計画を、やはり早期に策定をして、災害廃棄物処理の体制を、やはりしっかり整えることが重要であると考えます。改めて遠野市の取り組みについてのお考えを伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　この災害発生時に発生いたします膨大な産業廃棄物の対応につきまして、やはりこれも大きな課題であると。ただいま御質問の中でありました鬼怒川の氾濫のときには、茨城県常総市だけで３万6,293トンもの産業廃棄物が生じたということであります。

さらには、昨年７月には、記憶に新しい西日本を中心に甚大な被害をもたらした中におきましても、災害廃棄物処理計画を作成していないことが一因となり、仮置き場所の選定などで初動がおくれたという話も報告として聞いているところであります。

当市におきましても、平成28年の台風10号、し尿処理施設が浸水をいたしまして、一時的に処理が不能となったと。その中におきまして、北上地区広域行政組合の協力を速やかに得ることができまして、し尿処理を行ったという経緯があります。このように全国で発生している状況を見ますと、計画のやはり重要性がますます高まってきているということは、十分認識もいたしているところであります。

この迅速な対応が求められるということでありますので、このいうところの地域防災計画に記載されている災害廃棄物処理対策をより具体化しながら、それを保管するものとして、現在、今年度中の計画策定を目指して作業を進めているところでございますので、この作業を加速させたいというように考えているところであります。

また、この処理体制の整備に関しましては、やはり他の自治体、団体との処理体制のネットワークの構築が、また一方必要ではないかなというように思っております。ちなみに、平成24年の３月でありますけども、県内の市町村等において、一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書を締結をいたしているところであります。

また、平成29年10月には、こういった災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために、岩手県産業廃棄物協会中部支部と、この処理に関する協定も締結しているということでありますので、そのようなことを踏まえながら、きちんとした計画策定に持っていきながら、適切かつ迅速に対応できるような処理体制整備に万全を期してまいりたいと思っているところであります。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　今年度中の作成を目指して加速させていきたいということで御答弁がございました。

そして、さらに平成28年の台風10号のときも、迅速に岩手中部のほうとの連携を図って対処をしていただいたという答弁もございました。僕、そこの部分が大事であると、やはり考えております。

これは、今、作成中ということではございますが、やはりこの策定をしていく中で、災害廃棄物の処理については、岩手中部広域行政組合としての体制、取り組みもやはり重要になるのではないかと考えております。広域での計画の作成あるいは体制を検討するなど、岩手中部広域行政組合への働きかけ、そういった連携を図りながら、ネットワークをつくりながらの取り

組み、こういったことも必要ではないかと考えますが、その広域行政組合との連携、そういったあたりについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　広域行政組合との関係の中における取り組み状況ということでございましたので、この広域行政組合の窓口は、環境整備部の環境課が窓口となって進めているところでございますので、今のこの取り組み状況あるいは考え方につきまして、環境整備部長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君）　奥寺環境整備部長。

〔環境整備部長奥寺国博君登壇〕

○環境整備部長（奥寺国博君）　命によりまして、小林立栄議員の質問にお答えいたします。

非常災害時は、通常生じる生活ごみなどの処理のほか、多量の災害廃棄物が発生いたします。このことから、平時から岩手中部広域行政組合と構成市町とで処理対策を検討し、今後策定する本市の災害廃棄物処理計画において、連携した処理について位置づける必要がございます。

岩手中部広域行政組合としましても、今後災害廃棄物処理計画を策定することとしており、他の構成市町とともに足並みをそろえながら、広域処理における対策の協議を進めてまいりたいと考えてございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　やはり、いざ災害が起こると、この遠野市だけの問題ではなくなってくると思います。やはり、広域での取り組み、しっかり平時から連携を図りながら、計画としても進めていただきたいと考えます。

続きまして、この防災・減災・災害時の対応、そして復旧活動において、消防団員の存在は地域にとって必要な大切な存在であります。消防団員の負担軽減について質問をいたします。

消防団員の出動日数について、災害の現状や規模によっては、３日、５日、１週間、長期出動しなければならない事態も想定されるのではないでしょうか。肉体的・精神的な負担のみならず、出動中は仕事ができないため、やはり金銭的な負担を強いてしまう懸念がございます。

例えば金銭的な面については、長期間出動した場合、通常の出動手当に加え、特別報酬を手当する制度を設けるなど、長期出動する消防団員に対しての負担軽減策、こういったものも用意しておく必要があるのではないでしょうか。消防団員の負担軽減への取り組みについての本市の取り組み、お考えを伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　まさに消防団員の方々の災害予防あるいは災害発生時、あるいは災害発生後のさまざまな対応、消防団の方々の組織、あるいはマンパワーというのは、極めて大切な一つの役割を担っているということでございます。

消防本部のほうには消防団係というものを置きまして、消防団の方々との一つの連携の中から、そのような処遇改善も含めながら、さまざまな対応を進めているところでございますので、この御質問につきましては、今の取り組み状況と一定の方向性とにつきまして、消防長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君）　菊池消防本部消防長。

〔消防本部消防長菊池久人君登壇〕

○消防本部消防長（菊池久人君）　命によりまして、小林立栄議員の一般質問にお答えいたします。

近年の自然災害は、大規模化、複雑化しており、過去の災害を上回る規模で発生しております。消防団は地域に密着した防災組織で、自主防災組織とともに共助のかなめであると認識しております。

また、消防団員は地域の実情に詳しく、非常に機動力に優れているため、災害活動のほかに復旧まで携わる場合が考えられます。長期にわたる災害活動では、交代要員を送るなど、肉体的に負担にならないよう考慮しております。

消防団員の災害出動については、遠野市消防団員の費用弁償の支給に関する規則により、費用弁償を支給しております。また、消防資機材の軽量化など、機械器具の更新整備や活動服や雨具を全団員に個人貸与するなど、装備の充実も図ってまいりました。

長期的に継続する災害への出動の手当については、災害活動の内容や期間、活動場所など、多くのことを検討する必要があります。長期間の消防活動では、消防団の管轄を超えた交代要員の派遣や、消防団活動を支援する遠野市消防団協力事業所表示制度の拡充等を図り、地域を上げた強力な支援体制を構築していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（浅沼幸雄君）　10分間休憩いたします。

午後２時01分　休憩

午後２時11分　開議

○議長（浅沼幸雄君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　今、消防団員の負担軽減について、報酬という一つの例えを用いて質問をいたしました。

岐阜県の消防団のほうでは、そういった報酬というものも、いろいろシミュレーションしながら取り組んでいるところもあるようでございますので、ぜひそういったことについても検討していただければなと思います。

私自身も消防団員でございますので、本当にさまざまな装備品の面であったり、いろいろな出動についても、本当に親切丁寧に配慮していただいているということは感じておりますので、ぜひ地域を上げた取り組みで、団員の士気を高める取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、被災された方への安定的な救助と、生活再建への支援について質問をいたします。

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた方に対して、生活再建を支援する制度に被災者生活再建支援制度があります。都道府県が出し合った基金を活用して、被害の程度や住宅再建の方法によって、被災者生活再建支援金が支給をされます。つまり、国と都道府県で被災者の生活再建を支援する制度であります。ただし、この支援制度には、さまざまな課題がございます。

まず、全ての災害に適用されるものではありません。また、同じ災害、同じ地震、同じ台風による被害であっても、制度が適用される、支援金が支給される自治体と、適用されない、支援金が支給されない自治体が発生をいたします。

例えば平成27年の関東東北豪雨において、最も被害の大きかった茨城県では、全壊53棟、大規模半壊1,591棟であった常総市と、大規模半壊130棟であった境町は、被災者生活再建支援法が適用されました。

しかし、同じくなんですが、大規模半壊６棟の結城市、１棟全壊した下妻市、大規模半壊68棟であった筑西市は適用外となりました。つまり、支援を受けられなかったわけでございます。

このように同一の災害にもかかわらず、被災世帯が少ない、あるいは被害の程度が低い場合、災害救助法、被災者再建支援制度の適用基準を満たさず、結果として支援を受けられない可能性があります。

冒頭で述べましたが、災害の傾向として、集中豪雨や竜巻、突風、雷、大規模な火災といった局地的、一部の地域に大きな被害をもたらす自然災害が全国各地で頻発をしております。局地的、一部の地域に集中した災害であればあるほど、被災世帯は少なくなります。

つまり、遠野市のように、集落や住宅が広範囲に点在している地域では、局地的な災害に襲われたときに、法の適用基準を満たさず、支援が受けられない可能性が高くなります。被害を受けた方にとっては、被害を受けた件数が多い、少ない、法が適用される、されないは関係ありません。同じ被害であれば、同じ支援を受けることができる支援策が必要であると、私は考えております。

これは、国や県、法律の問題ではありますが、

この同一災害、同一支援について、市長の率直なところの御見解をお伺いをいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　近年、大規模化、広域化が進んでいるのが最近の自然災害であります。文字通り場所を選ばずという中に自然は牙をむいてくるという状況の中にありまして、ただいま御質問の中に、同一災害、同一支援についての市長の見解を聞きたいという御質問でありました。

御案内のとおり、災害救助法は、発災後の応急対応の時期に対応する法律でありまして、適用は県が決めるということになっているところであります。適用となれば、救助の実施主体は県であり、市は県の委託を受けての救助の実施主体となるという、そういう定めになっているわけであります。

また、この被災者生活再建支援制度にも適用基準があり、現状においては、法そのものをそのまま読んでいけば、同一災害、同一支援は難しいということの一つの、これはあくまでも法律解釈の問題であるわけでありますけれども、そのような状況になっていると。

そういった中におきまして、我々基礎自治体と言われている市町村は、この救助法の適用、適用外に問わず、災害対応は行っていかなければならないということは、言うまでもないわけであります。法律が適用されなかったから関係ない。県から何のそのような委託も何も受けないから関係ないということは、言えるわけはありません。対応しなければならないわけであります。

また、過去の災害におきましても、自治体間の水平連携において、自治体個々の足らざるところを補うべき友好都市や防災協定締結都市の連携、住民の応急救助をこれまでも実施してきているところでありますので、市は引き続き県関係機関、自治体水平連携により、被災者支援を行うという中で、先ほどもちょっと申し上げましたけども、長崎、佐賀のほうを襲っている九州北部の豪雨の中におきましても、タオルが何枚でもあればいいというような要請が、ここ岩手のほうの遠野のほうにも来るというような、そのようなあれなわけでありますから、やっぱり迅速な対応をしていかなければならないんじゃないのかなと認識もいたしているところでございますので。

そのような一つの中で、この法律の解釈、例えばいろんな意味で、この法律そのものはできる規定になって、東日本大震災のときも、さまざまな熊本地震のときも、いろんな災害が起きたたびに、法の仕組みといったものに対して、いうなればできる規定だという中で、さまざまな現場の判断を、最終的にはちゃんと国や県も認めるという事例が随所にあるわけでございますから、そのような基本的な認識に立ちながら、やっぱりこの災害の命と向き合っていかなきゃならないんじゃないのかなというように思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　これはなかなか、やはり法律の問題でございまして、同一災害、同一支援、これは求めていくものではございますが、現実としてはやはり難しいと、これは私も承知をしております。とはいえ、やはりそこはすぐにそうですかとも、なかなか行きたくないところもございます。そういったところで、この自治体間の連携であるとか、できるところでしっかり取り組んでいくというのが大事であると思います。そういった御答弁でございました。

ここで、ちょっとあれなんですけども、ちょっとこれは内閣府の資料になります。このピンク系の部分、これは現状として、今、適用される部分の資料なんですけど、実はこの下の部分があるんですよ。同じ全壊であったり、大規模半壊が同じ県内であって、仮に適用されない市町村が出ても、県のほうできちっと条例で定めれば、国としてはこの交付税措置をしますよという制度がございます。

全国知事会から国に対して平等な支援、支援

制度の充実や安定を図るように要望提言がなされ、それに対して、国として対応をするということでございます。ということで、やはり県として取り組むべきことではあります。

また、ほかの県では、県が中心となって県内各市町村と基金を積み立てて、法が適用されない災害、小規模災害の支援に、やはり県全体で取り組む体制を敷いている。そういった県もございます。

繰り返しになりますが、国や県の問題ではございます。でも、実際に対応するのは市でございます。そして、その支援を受ける当事者は被災した市民になります。やはり、岩手県に対しても、この生活再建支援の充実にしっかり取り組んでいくように、市としても働きかけをしていく必要があるのではないでしょうか。市長としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま御質問にあったような役目と機能を果たすのが、やっぱり広域自治体としての県の役目ではないかなというように認識しているところでございますので、積極的に働きかけを行ってまいりたいというように思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　ぜひ県全体として、やはり取り組みが進んでいくということが大事であると思います。そういった中で、いずれ被害の程度が小さい被害の対応を含めて、本市で災害による被害が発生をして――まあ実際のところです――、災害救助法、この生活再建支援法など国の法律が適用されない場合であっても、安定的な救助、生活再建への支援を早急に、やはり効果的に行っていくことが重要でございます。

災害救助支援、生活再建支援について、市独自の条例を定めて基金を創設して財源を確保していく、そういった市民への安心安全をつくっていく取り組み、そういったことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。考えをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　これだけ広大な面積を抱えている遠野市であります。さらには、その地域も散在、集落もその中に点在をしているというような状況にあるわけでありますから、ただいま御質問にありました災害救助法が適用されない場合の市民救済として、さまざまな手だて、この条例の制定や条例というのは災害救助支援条例の制定や基金の創設についてはどうなんだという御質問であったわけであります。

この場合においては、遠野市小災害見舞金交付要綱で支援を実施しておりまして、額はそれぞれでございますけども、例えばこの罹災者見舞金の場合は、全壊の場合は２万円、半壊１世帯につき１万円といったようなものを、直ちにお見舞金として交付するような、あるいは負傷者の方々にも、負傷者１人につき１万円を交付をするというような、そのような要綱をもって対応をしているところでございますけども。それをよしとするんじゃなくて、やっぱりこれも繰り返しになりますけども、大規模化、広域化してきていると。

それで、もう地震、それこそ雨、風、さまざまな災害が起きてきているということを踏まえれば、この部分でどのような、一つのこのようなあり方を考えていけばいいのかというのについては、やっぱり一つの検討課題でもあり、今持っている要綱の見直しということにもなるわけでございましょうけども。

これも基本的には財源が伴うということになるわけでありますから、前の質問にありましたとおり、やっぱり県がある程度のコーディネート役と音頭をとりながら、33の市町村をしっかりとスクラムを組むという中から、このようなきめ細かい対応を、県北沿岸、県央部、それぞれが地域特性を持っているわけでありますから、そのような地域特性を踏まえたきめ細かい対応を。

やはり、私はいつも思うんですけども、県がもっと明確なイニシアティブをとるべきではないのかなというように認識しておりますから、その認識をもって答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　ぜひ県のほうに働きかけて、県全体でしっかり県のほうにもイニシアティブをとっていただいて進めていただきたいと考えております。これは金額だけのお話ではないんですけども、この災害救助法、適用されますと、生活再建支援法が適用されますと、やはり最大で300万円という支援、そういったことにもなってまいります。同じ災害を受けても、やはり支援される額にも差が出てくる。こういった現状、そういった課題があるのが、今のこの法律の課題でもございます。

ぜひ私は市内で１軒でも、一世帯でも、災害に被災された方には同じく支援をしたい、そういった思いでの質問でございます。今後とも同一災害、同一支援に向けて、市としても取り組めること、きめ細かな部分があると思いますので、そういったところも検討課題として進めていただきたいと思います。

スムーズな生活再建を図っていくためには、やはり自助、共助、公助のバランス、これが大事でございます。これまで公助の部分を中心に質問をしてきましたが、生活再建していく上での自助、共助の取り組みの推進について質問をいたします。

備えの自助、共助として、地震保険や地震共済へ加入する。また、住宅の耐震化が有効であると言われております。しかし、保険や共済への加入、耐震化については、なかなか進んでいない現状もあるようです。

その要因はさまざまあると思いますが、まずは自分たちで備えとして取り組めることは何かを知っていただく。そして、仮に被災をしてしまい、生活再建に取り組まなければならない場面をイメージしていただくことが大変重要であると考えております。

備えとして、地震保険や地震共済へ加入する重要性、住宅の耐震化に取り組む必要性、実際に被災した場合の相談先はどこか。どのような支援制度があるのかなど、ホームページや広報等のテレビでの情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催など、防災減災、生活再建について市民が学び考える機会を設ける必要はないでしょうか。

自分や家族、大切な人を守るために、自助、共助の取り組みを知識として平常時に備えておく重要性、それについての市の取り組みについて、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　自助、共助、公助という言葉の中で、災害から命を守という部分をしっかり対応していかなければならない。そのような中で、今、いろいろ取り組みの状況についての話がありました。

質問のキーワードは、知識として平常時に備えておくということが、キーワードではないかという形での御質問でありました。常にこの対応にするためには、しっかりと頭の中にその知識として持っていないと、耐震の問題もそうであります。なかなか進まないと、今、お話がありました。

これもやっぱりしっかりとしながら、じゃあどうしようかという部分の中で、ちょっとしたことで、例えば棚とか、そのようなものを防止できるわけでありますから、そのようなことが大事ではないかなと思っていまして、その意味におきまして、遠野市消防本部が、消防職員あるいは自主防災組織のリーダーの方々ともしっかりタッグを組みながら、さまざまな取り組みを行っております。

まさに知識として災害に備えるという、地域として平常時に備えておくという活動を行っているところでございますので、消防本部の消防長のほうから、活動している今の状況等につきましても答弁を申し上げながら、この内容をさらに充実させるという方向に持っていきたいと

思っておりますので、まず消防長のほうから、その内容について答弁を申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君）　菊池消防本部消防長。

〔消防本部消防長菊池久人君登壇〕

○消防本部消防長（菊池久人君）　命によりまして、小林立栄議員の質問にお答えいたします。

市民が災害に備えて、自分の命は自分で守るという防災意識を高めるために、市では防災啓発活動として、チャレンジ防災スクールや消防フェアを実施しております。また、各行政区に入って、地区別防火防災講習といった防災教育も行っております。

自主防災組織等が行う防火防災講習会、市の防災訓練等で平常時における備えの必要性についてもきめ細かく情報発信し、市民と市が連携して防災力の向上に取り組んでいるところでございます。

また、住宅被害の備えとして保険への加入、住宅の耐震化、相談窓口についても、それぞれさまざまな新体制についても、市のホームページや広報等のテレビを通して情報のさらなる発信に努めてまいります。

以上で、答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　これまでの取り組みをさらに充実させるという御答弁もいただきましたので、これ以上これについては質問をいたしませんが、やはり民間の力、これも活用していくということが大事ではないかなと思います。

さまざまこういった保険であるとか共済であったり、耐震化そういったものに取り組んでいる民間ともうまく連携を図りながら、例えば協議会をつくるとか、そういった組織をつくって普及啓発に取り組む必要性もあるのではないかなと、今、御答弁を聞きながらちょっと感じたところでございます。

ぜひ防災減災、そして復旧、生活再建、これはやはり切れ目ない支援が必要でございます。今後とも、私も機会があれば、また質問もしてまいりたいと思います。取り組みを進めていただけますように考えを述べまして、大項目２点目に進みます。

大項目２点目は、児童生徒の歯と口の健康づくりの推進について、ここからは教育長にお伺いをいたします。

この歯と口は、食べ物を取り込み食べる機能、表情をつくり話す機能、運動を支え体のバランスをとる機能など、大切な器官の一つであります。朝や就寝前、食事後の歯磨きをする行動は、規則的正しい生活、自分の体、命を大事に尊重する心、豊かな人間性を育むことにつながると感じております。

また、学校での歯と口の健康づくりについて、子どもたちに虫歯の原因や予防の仕方を学ばせることは、生涯にわたる健康づくりの基礎を育む上で、極めて重要であると考えます。

学校教育として、どのように歯と口の健康づくりについて取り組まれているのか、教育長のお考えと本市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　菊池教育長。

〔教育長菊池広親登壇〕

○教育長（菊池広親君）　児童生徒の歯と口の健康づくりの推進ということについてでございますけども、学校における健康づくりというのがございますが、この健康づくりは、児童生徒がみずからの健康を獲得し、生涯にわたってその健康を維持することができる力を身に着け、そして豊かな生活を送ることができるようにするものであるというふうに考えてございます。

市の学校教育目標というのがございますが、その中には知・徳・体のバランスのとれた人間形成というのが持ってございます。この中の体の部分、健やかな体の育成と、この中に、今、御指摘の歯と口の健康づくりというのも包含されてございます。

その本市の児童生徒の現状でございますが、虫歯の罹患率というのがございまして、小学校６年生におきましては、県内市町村において、罹患率が高いというふうな状況にあり、その改善を図る必要があるというふうに認識をしているところでございます。

学校教育としての取り組みということでございますけども、虫歯の予防ということにつきましては、市の学校保健会を中心に、歯科医師会、医師会などの関係団体と連携して取り組んでおりますし、学校におきましては、ブラッシング指導、虫歯予防のポスターの作成による啓発、または保健だよりによって、各家庭への御協力をお願いしているところでございますし、また長期休業前の面談等において、虫歯の早期治療ということを指導してございます。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　実はことしの２月に、教育委員会のほうから、市内の小中学生の虫歯の現状について、ちょっと資料提供していただいておりました。ことしの春まで、私も小学校のＰＴＡ会長として学校保健会に参加をしておりまして、虫歯の現状と対策として、フッ化物洗口の必要性について、やはり御意見を先生方から頂戴する機会がございました。大事な取り組みであると考えて、これまでさまざま私なりに調査もしてきたところでございます。

８月の市長定例記者懇談会において、教育長より、フッ化物洗口に取り組みたいという発表がございました。そういったことで、最後質問をいたします。

このフッ化物洗口、これはフッ化物が入った洗口液で、一定時間ぶくぶくうがいをするもので、うがいが上手にできるようになる４歳ごろから開始をして、14歳から15歳の中学卒業時まで継続して実施すると、特に永久歯の虫歯予防に大きな効果を発揮するそうでございます。

他の自治体の取り組み、資料も読ませていただきましたが、安全で虫歯予防に効果があるとの結論が出ておりました。思い起こせば、我が家の子どもたちがまだ幼かったころに歯磨きを一緒にして、歯磨きチェック、仕上げ磨きした後にフッ素スプレーを、シュシュっとかけていたなということも思い出しながら、この質問を考えておりましたが。

本市においては、乳幼児期のころからフッ化物を使用した歯と口の健康づくりに取り組んでおり、学校への導入への抵抗は少ないと私は考えております。とはいえ、やはり不安や心配、疑念を抱く保護者や教職員の方もやはりいらっしゃると思います。

児童生徒、保護者、教職員の皆さんの理解促進に努めながら、丁寧に進める必要があると考えます。改めてフッ化物洗口のメリットや安全性についての御見解と今後の取り組みの進め方についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　菊池教育長。

〔教育長菊池広親登壇〕

○教育長（菊池広親君）　先ほどの答弁で、本市が他の市町村よりも高い現状にあるというふうなお話を差し上げました。若干具体的に数値的に申し上げたいと思いますが、岩手県が平成30年３月に公表しておりますイー歯トーブ8020プラン中間評価報告書というのがございまして、その中では本市12歳児の１人平均の永久歯の虫歯の数、これが2.33という本数でございます。

県内市町村の平均は0.8というふうな状況でございますので、本市がその市町村の中では非常に高いところに位置しているということでございます。ただ、本市におきましても、それをピークにしまして、その経年においては、この数値は減少してきている状況でございます。

学校の取り組みが功を奏したなと思っておりますが、そうであっても、減少してもまだ、市町村においては高いというふうな現状にあるということでございます。フッ化物洗口につきましてのメリット、それから安全性、今後の取り組みということでございますが、まずメリットについてでございます。

フッ素入り歯磨き剤の使用とかフッ素の塗布、歯に塗る、その虫歯予防の効果というのが、およそ20％から40％というふうに言われてございます。これにフッ化物洗口を加えますと、効果が50％から80％というふうに格段に上がるというふうなデータが出てございます。

また、小学校から中学校の時期の永久歯というのは非常に弱い状況ですけども、この時期に

きちんと予防することによって、大人の永久歯の予防というふうな観点でも効果があるというふうに認識をしてございます。

また、この安全性という部分につきましてでございますが、一般社団法人日本口腔衛生学会とか、社団法人日本学校歯科医会というふうな団体があるんですが、その専門家でつくっている学会等においても、その安全性、有効性が認識されてございます。

また、このフッ化物洗口というのは、全国各自治体におきましても増加傾向にございまして、例えばお隣の秋田県でありますと、その実施率は89.3％というふうになってございます。

本県は、今、小学校で33％ということでございますが、いずれにしましても、その実施率がふえているということ自体がフッ化物洗口の安全性を示しているものの一つであるというふうに認識をしているところでございます。

今後の取り組みということでございますけども、本年４月、公聴会がございましたが、その中の重点課題の一つとしまして、虫歯の罹患率の改善を図ることというのを示してございます。

過日、その実施にかかわってのアンケートを各学校に行ったところでございます。アンケートの調査につきましては、今までの虫歯にかかる各学校の取り組みはどうであったかと。そして、フッ化物洗口の導入に係る課題等を上げていただいて、現在それを集約しているところでございます。

議員御指摘のとおり、フッ化物洗口にかかわって、保護者、学校の中には不安を持っている方もいらっしゃるということは認識してございますので、その方々に係る十分な説明と周知が重要であろうというふうに考えてございます。

市の教育委員会といたしましては、このことも踏まえまして不安解消、それから虫歯の罹患率の改善を図るために保護者、そして学校、そして歯科医師会等々の団体及び市の関係課、関係機関と、このアンケートの結果を踏まえて協議をしてまいります。

○議長（浅沼幸雄君）　６番小林立栄君。

〔６番小林立栄君登壇〕

○６番（小林立栄君）　この虫歯については、アレルギー疾患とあわせて貧困や児童虐待との関連性、これも指摘もされております。ぜひ健康、福祉、子育て、そういったところとの連携も深めながら、子どもたちの歯と口の健康づくりを進めていただきたいと考えを述べて、一般質問を終わります。

○議長（浅沼幸雄君）　次に進みます。14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　荒川栄悦です。通告に従い、小さな拠点による地域づくり構想について、一般質問をいたします。

遠野市は平成27年７月に、第２次遠野市進化まちづくり検証委員会の地域コミュニティのあり方に係る最終提言を受けて、市民センター構想、地区センター構想を見直し、平成30年度市長を語ろう会で、小さな拠点による地域づくり構想を導入しようとしております。

小さな拠点による地域づくり構想とは、中山間地域等の集落生活圏、複数の集落を含む生活圏において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が自治体や事業者、各種団体と協力、役割を分担しながら各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、仕事、収入を確保する取り組みのことをいう。

また、この小さな拠点づくりを担う住民主体の組織の一つに、地域運営組織があります。この考え方は、これからの少子高齢化社会を迎えるに当たっての構想であるといいます。

そこで、今まで半世紀にもわたって市民になじんできたカントリーパーク構想を検証したのか。今まで市民センター構想として、市民生活分野、社会教育分野を市民センターに集約し、地域づくりに一体的に取り組み体制を構築し、地区センター構想として、地域づくり、社会教育、地域保健、医療機能を配備し、住民の地域づくりの拠点としたこの市民センター構想、地区センター構想を検証されたのであれば、その

メリット、デメリットをどのように捉えてきたのか伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　小さな拠点づくりに係る御質問でありました。この御質問の中にありましたとおり、それぞれの今の今日的な課題をしっかりと踏まえたという分におきまして、これからのキーワードが、これからの少子高齢化社会を迎えるに当たって、一つの構想ではないのかなというような認識のもとにおける質問でありました。

御案内のとおり、何度も申し上げているところでありますけども、市民センター構想は、昭和46年、もう50年近く前になるわけでありますけども、まさに先進的な取り組みとして、この市民センターと地区センターを中心とした地域づくりが進められてきたという、そのようなあゆみがあるわけであります。

この構想による取り組みは、繰り返しになりますけども、全国でも先進的な事例として市内外に高く評価されたと。多くの実績と継続した活動が、遠野のまさに自然・歴史・文化・風土といったものを育み、地域コミュニティを維持・発展させてきたという、そのような歩みは、しっかりと踏まえなければならないかというように思っております。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、人口減少、少子化、高齢社会が進行する中におきまして、この平成25年、今から６年近く前になるわけでありますけども、やはり持続可能な地域コミュニティのあり方をしっかりと検証するということで、第２次進化まちづくり検証委員会を立ち上げまして、これに伴いまして、さまざまなこれからの地域づくりのあり方といったものに検証と、そしてさまざまな課題を検討しながら、この将来の地域づくりの方向性について、あらゆる角度から議論をしてきたという一つの経過があるわけであります。

この市民、関係者一丸となって、この検証委員会、これが市民センター構想の一つの検証の場でもあったんではないのかなというように認識いたしているところであります。

これまでも市民センター構想による取り組みは、市内一斉町民運動会、一斉河川清掃活動、地域全体で取り組む事業展開には有効に機能してきたと。しかし、これからは安心安全といったような一つの中において、支え合うというような一つの個別支援も継続的に行う事業展開をしていくためには、やはり見直しが必要だと。

だから、そこの中に、今、御質問のありましたとおり、まさに地域運営組織であるということと、それから住民のサービスといったものを、安心安全というサービスを、どう確保するかということになりまして、その中で、今、小さな拠点づくりといったところに、いろいろ取り組んでいるという経過にあるということであります。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　今、答弁いただきましたけども、より具体的には、その検証結果の提言書の中に、今までは行政主導の地域づくりであったと。大きな反省点があったというふうに私は思います。

また、そのようにあって、この小さな拠点による地域づくり構想も、市長と語ろう会において示した資料があり、またことしに入って、我々議会に示された資料に若干食い違いがあるようにも思いましたけども、遠野市が独自に生み出した市民センター構想であり、地区センター構想であったわけですが。

これから推進されるこの小さな拠点による地域づくり構想においては、検証をどう反映されているか。その上でメリット、デメリットというのは、またどう感じているか。まるっきり100％メリットだらけではないとは思いますが、その辺の捉え方を伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　先ほどの１問目の質問と荒川議員においては重複いたしますけども、

当市にあっては市民センター構想、これはいうなれば、早くから小さな拠点形成をした地域づくりであったという、そのような捉え方ができるのではないのかなというように思っております。

昭和46年ごろは、またそのような一つの定義はなかった。だから、ああいう中で、カントリーパーク構想といったような非常に先進的な構想がその中で、市民の皆様によって打ち出されたということになるわけでありまして、その歩みをしっかりと歩んできたということは、これは評価をし、またそれに伴う検証もしなければならない。半世紀という50年のときの経過を経ているわけでありますから、その辺のところを踏まえながらという部分が。

だから、私はよくお話をするんですけれども、50年前というようになれば、今、80歳の方は30歳の働き盛りで、もうがんがん地域づくりに取り組んでいたころの、それからはもう50年、80歳ということになっているということの一つの流れを、我々も真摯に受けとめなきゃならない。

そしてまた、さらには、それこそ50年前の思い、熱い思いに思いをいたしながら、20代、30代の方々を、やっぱり地域づくりに取り組んでいかなければならないという、そのようなものの、今はその時代の流れの中にあって、我々はそこにあるんじゃないのかなというように思うわけであります。

進化まちづくり検証委員会から、これまでの体制や取り組みの継続だけでは、今後の地域課題の解決に向けた対応はできないのではないだろうかというような、そのような指摘があり、また各地域からも――これも大事なわけであります――コミュニティの維持運営が困難という声も聞こえてきたと。これはもう少子高齢化という中にあっては、何もおかしいことではない。当然の流れである。

それで、もう一方においては、中山間地域の小規模自治体である遠野市にありましては、行政や既存組織だけでは地域課題の解決を図ることは非常に困難だと。そのようなことも踏まえまして、各地域で地区まちづくり一括交付金といったようなひとつ補助制度も、地域を一括交付型補助金ですね。これを活用しながら、いうところの高齢者の見守りや買い物支援などの地域支え事業、あるいは毎回毎回問題になるわけでありますけども、除雪やさらには安心安全のために道路の簡易補修等の、そのような市民協働による行政サービスの実施なども、一つの新たな地域づくりとして取り組んできているのが、ここ10年来にいろいろ出てきているということになるわけであります。

したがって、現在進めているこの小さな拠点による地域づくり、メリット、デメリットということはもちろん大事であります。そこからいろいろ検証すると、メリットからは何が見えるのか。デメリットであれば、それはメリットにはどうするというような中で、やっぱり組み立てていかなければならない。

だから、それをしっかり見ながらということになるわけでありますけども、ただメリット、デメリットだけでは、この小さな拠点といったものの可否を判断するものではなくして、やはりこの日本が構造的に進んでいる東京一極集中、ひずみ、都市と地方、それで地方がまたさらなる一つの中におきまして、私もこういう仕事をしておりますと、非常に矛盾を感じるときがあります。

全国市長会という組織があります。その中で、全国の市長たちが集まります。しかし、一方においては、政令指定都市市長会という組織が、しっかりとスクラムを組んでいるわけであります。

さらには、中核都市市長会というスクラムが、しっかりと組まされているわけであります。政令都市となれば、県知事と同様の権限を持った市長さん方の集まりなわけであります。政令都市というところには、今度は中枢・中核都市という概念が入りました。

そうしますと、地方にも一極集中が進むということになるんではないだろうかという中で、全国市長会、かつては地方六団体という言葉が

ありました。全国都道府県知事会、全国都道府県議長会、全国市長会、審議会議長会、全国町村会、全国町村議長会といったものが、この地方六団体がかなりの部分で力を発揮したわけであります。

しかし、この地方六団体という部分が、やっぱりこのいろんな合併と、それの新たな概念のまちづくりによりまして、パワーが落ちてきております。したがって、その部分をしっかり踏まえながら、やはり新たなステージをつくっていかなければならないということになるのではないのかなというように思っておりますので、メリット、デメリットももちろん何も否定もしません。それもしっかりと真摯に向き合わなきゃならない。

しかし、一方においては、そういう構造的なものが日本の我々基礎自治体を含めて、さまざまに押し寄せてきているという流れを、どう立ち向かうかということを考えていかなければならないのじゃないのかなというように思っておりますから、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　メリット、デメリットに集約した話というわけでもないんですが、これから以下いろんな地域づくり、小さな拠点による地域づくりというところを、質問していきたいと思いますので。

それで、平成27年８月に発行された広報遠野の臨時号「進化まちづくり検証委員会最終提言」において、提言内容として、第一に地域住民が主体となるコミュニティの現実、ここを検証して、そこの中には地域づくりの新たな共同システムの構築、地域づくり計画の策定と事業実施の策定と、事業実施の体制づくり。それから、さらに地域づくりの担い手の育成とあります。

小さな拠点による地域づくり構想のこの考え方が、ここにも見えるというふうにも思います。新たな共同システムの構築と、小さな拠点づくり構想との関係、関連について、まず伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　新たな共同システムと小さな拠点づくり構想との関係、関連ということでの御質問であったというように受けとめたところであります。

ただいま申し上げましたとおり、小さな拠点による地域づくりとは、改めて申し上げるわけではございませんけども、地域住民主体の地域づくりであるということが、根底にあるということであります。

地域の課題を地域で解決する自立した地域経営、地域運営を行うというところは、やはり基本に持っていかなきゃならないかというように思っております。市内11地区、みんなそのコミュニティには歴史があり、こだわりがあり、さまざまな文化があり、風土がある。

それで、また置かれている状況の交通インフラにしても、やっぱり置かれている状況の中にある。それに交通弱者、通院弱者というところというようなものと、どのような連携を図りながら安心安全を確保していくかということを、しっかりと組み立てなければならないかというように思っております。

その中におきまして、買い物弱者、通院弱者、いろんな弱者という言葉が出てきております。この言葉についてを、私も非常に矛盾したものを感じます。それを一言で切り捨てるというようなものの言い方は、果たしてどうなんだと。

という中で、一方においては、高齢社会という中で、遠野市でもさまざまな高齢化に伴ういろんな事件、事案も起きてきているということを踏まえると、安心安全をその中で見出していかなきゃならない。

そうなれば、行政だけでは担えなくなった行政サービスを、いうところの市民協働でという部分の中に見出していかなきゃならないんじゃないのかなと思っておりまして、この市民協働による地域運営の実現を目指す一つの取り組みが、現在その方向に進めようと。

それで、今度の９月定例会で、条例の改正を

審議いただくわけでありますけども、この指定管理者制度の中にうまく持ち込めるだろうかと。じゃあ、持ち込むためには、その環境整備をしようと。そのための環境整備をするためには、指定管理者制度ありきではなくて、そのような方向の環境整備を今からしながら、住民主体、地域の方々としっかりと議論を噛み合わせながらという部分の中で、この９月定例会における条例提案にも持ってきたということになりまして。

指定管理者制度といったものも、その一つの選択肢にあるということになるわけであります。この地区センターのこの地域づくりの拠点施設であり、将来にわたって存続させなければならない。そのような拠点であるというように認識もいたしているところであります。

ただ、そこのところを、人口減少と職員の減少という中でマンパワーを、そしてさまざまな働き方改革も含めながら、いろんな制度が見直し検討、もう70歳、あるいは70歳まで現役だというような、そのような雇用制度も大きく変わってきているわけでありますから、そのような、いうところのさらにより自由な、あるいは地域の特性を踏まえた地域づくりを展開していただく。

我が町という中でお互いにネットワークをつくっていくという部分が、一つの選択肢としてあるんではないのかなという中で、今、みんなでそれに向かって、それぞれの課題を整理しながら向かっているという状況にあるということをもって、答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　10分間休憩いたします。

午後３時00分　休憩

午後３時10分　開議

○議長（浅沼幸雄君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　それでは、次の質問に入ります。

提言書の中においては、提言を受けて、市長のほうで、市のほうで行政主導型から市民一人ひとりの力を結集させる市民協働に移行することで、地域はさらに輝きを増すことがわかっていると、こう書かれております。さらに、住民主導による地域づくりが大事であるとも述べております。

そういったことを踏まえながら、その提言の中における第２において、市内にある114の組織、最初の提言書には120と言っていましたが、114の自治組織において、地域にどのような課題があり、どう解決していくかを示した地域づくり計画、これは以下自治会計画ともいうというふうになっています。それを策定し、地域づくり活動を進めましょうとあります。こうした計画づくりは、地域において時間がかかることであることは言を待ちません。地域住民とは何を意味するのか、さらに、この小さな拠点による地域づくり構想の中に住民が主体となってとか、住民とか、住民自治や住民自治行政というような文言がよく使用されていますが、この構想における住民自治とはどのような考えなのか伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　この１つの考え方の中には、地域ということを見た場合に、１つは小学校単位でそれぞれの地区が１つ位置づけられている。それから、消防団の分団もその中にしっかりと重ね合わせるようなのが出てきているという部分の中の、こういうひとつの遠野ならではの部分をしっかり生かさなければならないんじゃないのかというふうに私自身は認識いたしております。

自治会単位でのこの取り組みは難しい状況になってきている。複数のコミュニティを包括させる組織で相互の連携も図っていかなきゃならない、まさにネットワークであります。

そのようなものの中から、この安心安全なコミュニティというものを構築していかなきゃならないというところに、今、御質疑のありまし

たとおり、簡単にはいかないぞという部分はそのとおりであります。

50年のひとつの歩みがあるわけでありますから、それを一気にというわけには、これはなかなか進まない。であるがゆえに、しっかりと合意形成をしながらということが基本ではないのかというふうに思っておりまして、御質問にありましたとおり、地域住民とはということになれば、まさにそこに暮らす、生活している方々をいうわけであります。

それを、１つの中であれば、まちづくり計画の中に位置づけられた旧村単位であるコミュニティの町民の方々が地域住民というような位置づけの中で物を組み立てていくということが大事ではないかと承知しております。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　ちょっと発音が悪かったかもしれませんが、私は地域住民じゃなくて住民自治とはどのような考えなのかということを聞きましたんですが、住民自治と地域住民がイコールではないですよね。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　これは申し上げるでもなく、住民自治というのは、みずからの地域の課題をみずからの中で解決を見出していくというその主体性、それを住民自治ということになろうかと思っています。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　まさしく自治とは、そのとおり自分たちで考え、自分たちで決め、自分たちで行動し、責任も自分たちにある、ここにこそ住民自治の一番の本質があって、これがしっかりとできあがる方向に行かなければ、この小さな拠点づくりという部分が、拠点による地域づくりという部分がうまく立ちいかないんじゃないかと思うから、この自治会組織ということを私はウエートを置いて話をしています。

やはり行政主導、ここじゃなくて下からの積み上げていく仕組みが今回は保障されなきゃないんじゃないかというふうに思っています。

次の質問に移ります。

さらに、提言の３に、地域コミュニティを支える行政の役割の見直しとして、地区センターの役割と体制の見直しとあります。これは、地区センターは、自治会計画と地区まちづくり計画策定の支援、計画に基づいた地域づくり活動の支援策の検討、地域のことは地域での原則に基づいた役割に改めるべきです。安心して安全に暮らせる地域づくりの推進として、福祉や防災などの地域住民の安心安全の確保に軸足を移していくべきと提言されています。

さらに、そのためには地区センター機能の見直しが必要です。現行の職員体制を改め、地域活動専門員の長期的な任用、市外の人材の活用、地元在住の市職員によるサポート体制の構築、地域活動専門員の活動の多様化等、新たな仕組みを考えるべきですとあります。ここでは地区センターの指定管理には触れていません。地域運営の組織化とは何を意味しているのか伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま御質問の中に触れておりました。この中に、このような１つの質問の中にありました。それぞれ見直しが必要だとなれば現行の職員体制を改め、地域活動専門員の長期的な任用という言葉もありました。さらには、地域活動専門員の長期的な任用という言葉もありました。さらには、市外の人材の活用という言葉もありました。さらには、地元在住の市職員によるサポート体制のひとつの構築という言葉も使われておりました。地域活動専門員の活動の多様化というような新たな１つの仕組みを考えるべきですという話がありました。まさにそのとおりなわけであります。

だから、このような中でさまざまな仕組みづくりをしていかなければ対応ができない。だから、ありきではない。このような仕組みをどのように構築していくかということによって地域

運営の組織化というところが目に見えてくるわけであります。そうなんだというところが見えてくるわけであります。

そのところを、まさに地域づくり連絡協議会という組織があります。そして、さらには自治会という組織もあります。これが、ひとつ連携を図るということが極めて大事だと。

そして、先ほど住民自治、地域自治とはなんだという話がありました。まさに、この地域住民が主体的に地域課題に取り組むというのが、それがこの地域運営に１つの姿に見出さなければならないとすれば、現在の地域づくり連絡協議会のようなものも進化させていかなきゃならない。進化させていくということは一定の見直しをしていかなければならない。そのような中で、新たにさまざまな機関、団体との連携を図りながら、マンパワーをどのようにそこの中に組み込むかというところに、しっかりとみんなで連携を図りながら進んでいかなければならない、これが新たな体制を構築するということにつながるんではないかというふうに思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　地域運営の組織化、これは地連協主体の組織の見直しで考えていくということでしたので、これはわかりました。

次に、遠野市行政改革、地域づくり新基本方針において行政区の再編を掲げています。人口減少、少子高齢化の進展に伴い、現状では地域づくりのリーダーや役員等の担い手不足により、地域コミュニティの維持が困難になっている地域が顕在化し、多様な地域課題解決のためのきめ細やかな行政サービスが求められていると、この基本方針においては述べております。

地域づくり活動に参加できる人は年々減少してきていると思います。地域運営の組織化や地域づくりの活動に、男性だけの活動事業と思われる分野にも女性の参加があってもよいのではないかという私の思いなんですが、こういったところにも、よく言う男女共同参画事業というのもここにあっていいんじゃないかと思っております。

ここで、進化まちづくりの提言には、自治会と行政区の関係の整備として、自治会と行政区の役割が混在している。そのために役員の兼務などによる住民の負担が増しています。市は、自治会と行政区の関係を整理しながら、自治会との連絡調整、依頼業務の見直し、各種団体の再編等に住民の負担軽減と住民が地域づくりに選任できる環境づくりを行ってください。さらに、行政区の再編については、地域の実情を踏まえ、地域住民の合意形成をしっかり取ってくださいとあり、行政改革基本方針と若干ずれているというふうに思います。

この自治会長、それから、行政区長との関係をどのように認識しているかについて伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいまの質問の中におきましても、これからしっかりと丁寧に整理をしながら取り組んでいかなきゃならない、そのような課題が質問の中に、先ほども私はマンパワーの問題でいろいろ申し上げましたけども、質問を受けた形でいろいろ申し上げましたけども、今の質問の中にもそのようなことが盛られておりました。女性の参加、あるいは男女共同参画といったような理念をどのように持ち込むのかというような、そのような課題が述べられておりました。

まったくのとおりであります。そのような方向にもっていかなきゃならないということは言うまでもないわけであります。

したがいまして、この質問の御趣旨でありますけども、自治会と行政区の役割が混在しているんではないだろうかと。これは、やっぱり合併前の宮守村の仕組みと遠野市のほうのその仕組みという中で行政区長というもの、あるいは自治会長と言ったようなもの、そのような、例えば、私もきのう３カ所ほどの敬老会、宮守のほうをちょっと顔を出しました。上鱒沢と鹿込と塚沢のほうに。そのとき私は申し上げてきま

した。挨拶の中で、皆さん、きょうは防災訓練がありましたよと。だけども、この敬老会は防災訓練なんですと。あそこのおばあちゃんがこうしてことしも元気で来てくれたな、あのおじいちゃん、ちゃんと来てくれたなという情報が、地域の方々にしっかりと確認できる。何かあったときには直ちに駆けつけるような情報がその中にしっかりと確認できるという部分においては、これも立派な防災訓練なんですよという話をしながら、お年寄りの方々と語り合いをしてまいりました。

そのようなことを考えれば、自治会と行政区というのは１つの考え方で、市長と語ろう会を行った場合も、世帯数の減少と高齢世帯の増加によりまして、自治会そのものは大変運営が困難になっているという現状を訴える声も直接聞いております。

そういった中で、きょう午前中の菊池美也議員の質問の中にもありましたけども、地方公務員法の改正によりまして、行政区長の非常勤特別職としての任用の見直しも行わなければならなくなってきたという時代の流れがあるわけであります。

このようなことをしっかりと踏まえ、また、認識をしながら、行政区長の業務と自治会長の業務、委託ということになろうかというように思っていますけれども、その業務をどのようにしていくのかという部分も、この小さな拠点をしっかりとした軌道に乗せるためには避けられない課題ではないかというように思っておりまして、この見直しに合わせながら、これも課題なわけでありますけど、区長報酬、それから、行政区事務費交付金等の予算の財源、新たな支援制度なども合わせて検討していかなければならない課題であろうかと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　提言のほうにも、これは皆さん本当におわかりでしょうけども、これを聞いていらっしゃる市民の方にわかっていただくためにも読みます。

自治会と行政区。自治会は市民主体によりまちづくりを行う組織のことで市内に114ある。行政区は住民との効率的な運営、連絡のために市が設置した区割りのことで市内に90ある、とあります。結局、行政区は、あくまでも行政の連絡の仕事をする。自治会は、あくまでも自分たちのことは自分たちでということをやっていく組織だと思っております。

そういったことから次に質問をします。

次に、市民協働について質問いたします。

みんな築くふるさと遠野指針は平成18年に策定されていますが、現在に至るまで、その指針が見直されているのならその内容を示しながら、この市民協働指針が小さな拠点づくり構想にどう生かそうとしているのか。さらに、進化まちづくり検証委員会の提言にある自治会計画、それを取りまとめての地区まちづくり計画はどのような内容なのかを説明をいただきながら、この２つの計画に占める市民協働との関係をどうとらえていくのか伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　みんなで築くふるさと遠野指針、平成19年２月に策定をし、そして、地方分権の進展、少子高齢社会の将来を踏まえながら、市民センター構想の中で社会変化に対応する新たな市民と行政の協働の形として、市民主体の視点に立ちながら、地域の特性を生かした自主的なまちづくりを進める方向性をまとめたものである、これは御案内のとおりであります。

この中でもちまして、市民協働事業の推進という考えは、現在も変わるものではない、これをしっかりと基本として捉えていかなきゃならないというように認識しております。

したがって、小さな拠点による地域づくりのいろんな施策方針や取り組みも、この指針に基づくものとして位置づけなければならないというふうに認識をいたしております。

指針の検証につきましても、市民センター構想の検証を進化まちづくり検証委員会で行った

という話を先ほどの答弁の中で申し上げました。その中で、第２次進化まちづくり検証委員会においてもこの指針の検証についても行われ、その中で盛り込まれたのは、さらなる市民協働の推進が提言されたということになるわけでありますから、その流れは、それぞれの流れにおいて位置づけられた中で今があるということになるわけでありますので、この小さな拠点も、それこそ、このレールの中において、しっかりと、あるいは、そのスピードとその部分においては、さまざまな状況を冷静に分析しながら対応しなきゃならないかもしれませんけども、進むべき方向はその方向で進んでいくということになろうかというふうに思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　また、小さな拠点による地域づくり構想を推進するに当たり、この地域の小さな単位である自治会に丁寧な説明が必要であると思います。各町における小さな拠点による地域づくり構想の理解、合意はできているのか、疑問に私は思っております。市長と語ろう会や地連協、区長会を通じて説明しただけでは足りなくて、どの程度、説明が地域や自治会レベルに浸透しているのか、本当に疑問でございます。この自治会の住民が納得すればこそ、住民合意ができたと理解されると思います。説明にも時間がかかる、合意にも時間がかかる、でも、これこそが民主主義であると私は思っております。

当局担当者は、この構想導入を急ぎ、一部の町の役員に説明して終わりとして合意できたと判断したようですが、それではあまりにも拙速すぎると思います。

８月27日の講演会で安藤忠雄氏のお話を聞きました。遠野市から地方都市の可能性を考えるという演題でしたが、遠野市の可能性は、行政と市民が対話できるかにかかっている、こう断言しました。常に前向きでいけばどんな困難も乗り越えられる、難問なんてないというふうに簡明に述べられました。すばらしい言葉だと思います。

そこで、小さな拠点による地域づくり構想を市内114もある自治会にしっかり説明に入る考えがあるかどうか伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいまの質問の中に、地域住民にどのような形で丁寧な説明をしているのか、それが根本は民主主義だという話がありました。それはまた、言わずもがなでその通りなわけであります。

また、安藤忠雄先生の講演も、今、質問の中で述べながら、行政と市民との対話がという部分がありました。また、世界的な、私はある関係者の話をしたんです。文化勲章の受章者のこうして遠野で直に聞けるということは大変恵まれたことなんだ。あの言葉一つ一つの重さといったものに我々もしっかりと気がつかなければならないんじゃないかと。たった1泊２日の滞在でありましたけども、多くの言葉を残して大阪に戻ってまいりました。遠野の文化をもっと知りたいというような話も残していきました。

そのような大変な方が遠野に着目をしているということに、改めて自信と誇りを持たなければならない。その背景には、やっぱり市民が１つにならなければならないという部分があるんではないのか、そのことが極めて大事ではないかということを、安藤先生の言葉からも私も改めて受けとめたということも、ちょっと申し上げておきたいと思っております。

ただいま説明会という部分がありました。この部分で、いろいろありきで事を進めているんではないだろうかというような、そのようなお話もあったわけでありますので、担当の市民センター所長から、この部分で、今、地区の役員の皆様、あるいは地域住民の皆様にどうように向き合いながら、どのような回数でもってこの説明回答を行ったのかにつきまして、情報提供も含めてと言えば変でございますけども、答弁を申し上げますので、市民センター所長から答弁を申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君）　小向市民センター所長。

〔市民センター所長小向浩人君登壇〕

○市民センター所長（小向浩人君）　命によりまして、荒川議員の質問にお答えします。

人口減少社会に突入し、地域を取り巻く環境も厳しさを増していくものと認識しております。住民ニーズも多様化している現代社会にあっては、従来の取り組みだけでは十分でなく、新たな取り組みが必要になってきているという部分については、今までも答弁したとおりであります。

この厳しい状況を乗り切り、地域で安心して暮らせる環境を維持していくためには、体制を早急に構築しなければならないと考えているところであります。

市民理解がまだまだ十分でないとの声があることは認識いたしております。市民理解と市民参画をいかに拡大していくかが大きな課題であると認識しております。

新たな地域づくりの取組をはじめて３年が経過いたしましたが、その間に、地区計画の全戸配布は11地区中７地区行っております。全戸アンケート調査も11地区中７地区で行っております。地域づくり推進大会報告は全地区で行っております。座談会等の開催の全11地区で行っております。このほか、遠野テレビ、地域づくりニュースなどで、周知と合意形成を図ってきたところであります。

現状を認識し、問題意識を持つ市民もふえまして、取り組みへの理解も着実に浸透していると手ごたえも感じているところでありますが、今後も地域づくり事業の実施等の取り組みを通じまして、また、自治会等への説明も並行して行いながら、市民理解と市民参画を拡大していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　今、市民センター所長の答弁をいただきました。地区としての11地区にいろいろ説明、特に7地区にはしっかり説明が終わっているというような話でしたが、結局、地区の捉え方、それは地連協だったり、区長会だったりというような面だと思います。結局は、その人たちが聞いた。でもその人たちの話は誰も、私の家の隣の人に聞いても何のことだか全然分からないというような話が聞こえます。

なぜ、自治会に説明に入らないのか、入る気持ちはあるのかという質問をしたのはそこです。こういう大事な構想は、地域がこれから頑張るのには絶対必要なことでしょうから、やっぱり説明に入っていただきたい。そういうものなんじゃないかというふうに地域の人も思っていると思います。今までのやり方では、やっぱり行政主導の考えのやり方である、そこを反省しなきゃいけないんじゃないかと思います。

市長に改めて聞きますが、そういう部分で、この114ある自治会に説明に入る、市長としての考えを伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　ただいま市民センター所長のほうからそれぞれの回数も含めて地域に入っているという話。

114の自治会組織があるという部分を踏まえれば、それとしっかりと向き合わなきゃならない。したがいまして、ただいま市民センター所長が申し上げた説明会の状況等についてはその都度報告を受けております。それを踏まえながら、やはりこれは丁寧さとしっかりとした手順を踏まなきゃならないと、そのような認識でおりますから、説明会に私も入るということも、当然、そのような場を設けなければならないんじゃないかというふうにも考えているところであります。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　合意形成のためにもっと時間が必要と思いますが、行政主導でなく、あくまでも住民主導の地域づくりを目指すのであれば、繰り返しますが、丁寧な説明をすることが大事であると思います。

進化まちづくり検証委員会の最終提言における指摘の一環としての行政区再編について伺います。

市の理事は90行政区の前区長と面談をしたと聞いておりますが、この努力には敬意を表したいと思います。しかし、市の行政改革の振興にのみ考えがとらわれているのではないかと思います。

小さな拠点による地域づくり構想は、地域づくりの新たな挑戦であり、これからの遠野市の50年がかかっているのですから、行政改革に３年、５年の遅れがあったとしても、この小さな拠点による地域づくり構想がしっかり定着するのであれば、だれも文句は言わないと思います。

しかし、理事による面談で説明された内容、情報が区長から区民に話が下りてきていない。これも行政主導による弊害ではないのか。行政区再編に伴って自治会の再編があるのかを伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　少子高齢化、人口減少、そして、戦後74年、合併からもう既に14年というようなさまざまなことを考えれば、あらゆる制度、組織が見直しをしながらその時代の流れに沿ったものに持っていかなきゃならないという１つの延長線上にこの問題もあるんではないか。これは繰り返しの答弁になりますけれども、そう思っております。

したがいまして、地域運営による地域づくりや市民協働による行政サービスの確保を図っていくためには、行政区の再編が必要であるというように考えております。

行政区の再編により、市の事業の効率化、合理化も図っていかなければならない。そして、さらには行政区単位で行ってきた地域への支援制度も見直すことによって、新たな地域づくりの取り組みの推進を図ることができるということになるわけでありますから、これはみんなそれぞれ関係があるということになるわけであります。

したがって、それを押していくと、自治会の再編については、これは自治会でありますから、先ほど言いましたとおり、地域自治とは何だ、住民自治とは何だということになったわけであります。そうなれば、自治会の組織とか再編ついては、これはやっぱり地域住民の方々に考えてもらわなければならない。しかし、一方では、自治会のほうの会長さん等から、いろんな窮状や現状の状況や将来不安の声も聞こえてくるのも事実であります。

担当理事が私のほうにレポートを持ってまいりました。それぞれの行政区長さん方の生の声、これは本当にさまざまな問題がある。しかし、誰も人ごとじゃない、みんな真剣に地域を考えている方々の声でありました。したがって、それを大事にしながら、少しでも、１人でも、２人でも、地域住民の皆様の理解とそれぞれの協力する体制を構築しながら進んでいかなきゃならないと思っていますから、繰り返しになりますけども、丁寧な手順を踏んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅沼幸雄君）　本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　次に、自治会単位で大いに議論をし、自治会計画を作成してそれを町に集約する、それで地域づくり計画ができる。この一連の作業に行政は口出しをしないことが大事であると思います。こうした地域の基礎単位である自治会の活動が盛んになることが、地区の地域づくり活動が盛んになる一番のキーポイントであると思います。

今、市長がここの部分は答えられましたので、ここは質問にはなりませんが、次に行きます。

小さな拠点による地域づくり構想における人材育成、発掘の具体的な仕組みは、老若男女、子どもを含む人材育成の環境づくりが必要であると思います。小さな拠点による地域づくり構想の理解、市民協働の理解のために、長期的な人材育成の取り組みを考えるべきと思いますが、

現状のリーダー、５年後、10年後の将来のリーダーを育成するために、どのような取り組みを考えているのか伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　まさに、さまざまな仕組みの見直しをしながら新たなステージをとなった場合に、やはり人材といったものにしっかりと向き合わなければならない、そのような人材を発掘するなり、あるいはさまざまな参画をしてもらうという部分が地域の活性化ということにつながる。

先ほど自治会の組織が活発という部分につきまして、いろいろ質問がありました。そのとおりです。しかし、こうして市内全域を見ますと、必ずそこに人がいるんです。彼がいるから、あの方々が懸命に汗をかいているからこうなっているんだということが見えるわけであります。

したがいまして、担当のほうには、それぞれの地域ごとに人材をリストアップしながら、その方々にどうアプローチをしながら、あるいはその方々の理解をいただきながら協力をいただくのかという部分の中での仕組みづくりが、もう一方においては大事だと。

したがって、それぞれの市内外のさまざまな方々の人材といったものに着目しながら、地元ばかりじゃない、よく言うよその方でもいい。

この間のＴＫプロジェクトの中から、ホップの感謝祭があれだけの規模で行われました。私も会場に足を運んで、１枚のボードを見まして、市内、市外、県外という１つの分野でどの程度の、２日間で１万2,000人近く来ている部分を見たときに、県外の方がかなりの割合を示しておったとなれば、ああいう１つの流れもどのように受けとめるかという部分を、この小さな拠点の中に関連性を持たせなければならないんじゃないかということも感じましたので、そういった人材を幅広くネットワークを構築しながら対応してく。ただ、その場合においては、これはうちの地域だ、うちの地区だじゃなくして、そういった人材のネットワークもまたつくっていかなきゃならないんじゃないかというように思っております。

まさに、相互支援の中、相互連携の中、あるいは広域連携の中、それが市町村連携になり、あるいはオール日本の中における１つの連携ということにつながっていくんじゃないかというように思っておりまして、それが活性化につながっていくということになるんじゃないかと思っておりますから、人と人とのつながりという部分を、人材の中から見つけていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　ぜひとも、これこそ丁寧な人材育成というのを心掛けてもらいたいと思います。

これは私の心配で聞くことなんですが、地域づくり計画の策定に関して、行政主導といわれる介入があるのか。この計画はよい、この計画はだめとか、地域で独自の計画を持とうとしたときなど、裁量の範囲で否定されるとか、それによって一括型交付金が減額されるとかのパターンや、また、もう一つ、この状況は起こりえないとは思いますが、老婆心ながら、小さな拠点による地域づくり構想における運営組織がなれない事務手続き等によって間違えた処理などがあった場合、損害賠償請求等を受けるような状況は考えられないのか。また、その場合、その責任は運営組織なのか、行政なのか、どちらが責任を取るのかというようなことをちょっと心配にもなるんですが、この辺がデメリットに一応考えられる部分で、これを解決していかなきゃいけないと思いますが、この見解を伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　行政の制度もそうでありますし、さまざまな仕組みも制度も、ひとつは信頼関係に基づいて成り立っているということなわけでありますから、いろいろ心配されることは当然、そういうことも想定もしながら、

より安心安全な仕組みづくりをしていかなきゃならないかというように思っておりますので、今の時点で、この部分の中で誤った事務処理といったような部分の、損害賠償というお言葉も出ましたけども、もちろん行政でありますから、そして、税金を投じるわけでありますから、そのようなことも踏まえながら制度設計はしていかなきゃならないということは、そうなわけでありますけども、一方においては、やっぱり住民との信頼関係に中に成り立っている。しかし、信頼したからといって丸投げしてしまったのでは、よく言う不祥事も起きてしまうということもよくあるわけでありまから、その辺のバランスをしっかり取った制度設計と、そして、仕組みづくりといったものに持ち込まなければならないんじゃないかというように思っているところであります。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　制度設計をしっかりつくるという答弁でございました。

それに関連するんですが、次の質問に移ります。

この小さな拠点による地域づくり構想が市民に示され、議会でもこれから議論を進めようとしているとき、遠野市の未来がかかっているこの大事な構想が部分的に示され、地域の組織トップと一部住民による一括事業、地域づくり計画の策定がなされ、あたかも住民全体の合意ができているように見せかけ、さらに地区センターの指定管理、行政区再編等、構想における一部の事業からなし崩し的に進行されているというふうに私は現状を理解しております。

総体の構想がしっかり見えていないんじゃないかと。だからこそ、自治会に説明がほしいというふうに思っているところなんですが。

進化まちづくり検証委員会最終提言、行政改革（地域づくり）推進基本方針、それらを取りまとめてできた小さな拠点による地域づくり構想であると思います。その示された構想は、これからの遠野市に絶対に必要であると思っております。

しかし、市当局が示しているこの小さな拠点による地域づくり構想は、内容が不十分であり、まだまだ検討の余地があり、全体が見えてきておりません。まさしく遠野市の未来がかかっているのですから、現場では時間をかけて住民合意に努力し、内部ではしっかりとした構想に仕上げてほしいと思います。成果を急がないでください。時間は十分あると思うべきです。

さらに、構想を仕上げるのに必要な判断基準として、遠野市自治基本条例の制定も必要と思います。ウィキペディアによると、自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であるとあります。自治基本条例の制定について、市長の考えを伺います。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　これまで小さな拠点の中でさまざまな課題につきまして議論をしてまいりました。いろんな形で私自身も常に思うわけでありますけども、やっぱり進化という１つの概念と、それから、しっかり継承をしながら第２ステージをつくっていかなきゃならないという、そのような時期にきているんじゃないでしょうか。

やっぱり昭和から平成、そして、令和の時代に入りました。人口減少も歯どめがかかっておりません。改めて平成の30年ということを振り返れば、大規模災害と事件が多発し、さらには情報化というものが加速度的に進化したという1つの時代であったということも言われているわけであります。

この流れをしっかりと検証をしながら、第２ステージをつくっていかなきゃならない。そうすれば、市民センター条例がある、みんなで築くふるさと遠野指針といったものがある。それを集大成したものとして、この小さな拠点といったものが、これから市民の皆さんの御理解を

いただきながら第２ステージに持っていくというときには、やっぱり住民自治であり、自治会組織であり、そして行市区といったものの中における１つの仕組みとなれば、基本的な基本条例のようなものもその中にしっかりと位置づけなければならないということにおのずとなってくるんではないかというふうに、そのように認識をしておりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅沼幸雄君）　14番荒川栄悦君。

〔14番荒川栄悦君登壇〕

○14番（荒川栄悦君）　以上で質問は終わりますけども、遠野市の未来を決める大事な政策ですから、行政主導ではなく住民力、自治会力を信じて、市内全域で十分に話し合える仕組みを取っていただきたいということに尽きると思います。

言ったとおり、市民一丸となってこれは考えて自分たちの未来をつくる、永遠の日本のふるさと遠野は、安心安全な地域づくりからできる、安全安心な遠野市ができるという思いで私も言っておりますので、この辺を理解いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（浅沼幸雄君）　10分間休憩いたします。

午後３時55分　休憩

午後４時05分　開議

○議長（浅沼幸雄君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に進みます。５番佐々木僚平君。

〔５番佐々木僚平君登壇〕

○５番（佐々木僚平君）　日本共産党の佐々木僚平です。通告に従いまして一般質問を行います。私は、質問事項、学校給食についてと非核宣言都市宣言についての２点を一括方式で質問をしてまいります。

最初に学校給食について伺います。

今、子どもの貧困が大きな問題となっております。2005年に食育基本法が成立し、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるために何よりも食が重要となりました。

文科省の食に関する指導の手引きにも、学校給食の一層の普及や献立内容の充実などを促進するとともに、各教科等においても学校給食が生きた教材として取り組むとあります。

また、2017年６月の国民生活基礎調査によると、日本の子どもの貧困率は13.9％、７人に１人の子どもが貧困ラインを下回っています。深刻なのがひとり親世帯で、貧困率は50.8％、ＯＥＣＤ参加国では最悪です。

その子育て世代の困窮の解決をするには、雇用や賃金の底上げ、暮らしや育児を応援する総合的な対策が求められています。

私は、学校給食は学校生活の一環であると思います。そして、何より子どもたちの学校生活の中で、学校給食は一番の楽しみではないでしょうか。

また、近ごろの子どもたちは朝食を抜いて登校したり、他の地域のお話でありますけども、学校給食のない長期休暇明けには体重の減る子もいると聞いております。そういった食事の格差は健康の格差をもたらしかねません。そういった意味で、学校給食は子どもたちの健康においてとても重要なものであると感じます。

そこで、遠野市においての学校給食の実施状況はどのようになっているのか詳しくお伺いします。

次に、総合食育センターぱすぽるについてですが、パストはイタリア語で食、ポルタスは育む、食を育むを意味する言葉と伺っております。

総合食育センターは、学校給食センターを発展させ、高齢者配食サービスや栄養教室を行うなど、他の自治会にないようなすばらしい取り組みをしていると思っております。しかし、詳しい中身を知らない多くの市民がいるのではと感じております。

そこで、総合食育センターの行事、管理体制の仕組み、災害等支援体制等についてお伺いします。

次に、学校給食無料化についてですが、憲法26条において、義務教育はこれを無償とされて

います。しかし、現実には無料なのは授業料と教科書に限られています。保護者の経済的負担は依然として大きいのです。例えば2016年度文科省の子どもの学習費調査によると、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などは公立小学校で年間10万円、中学校では約18万円です。

学校給食費は、小学校で月平均4,323円、中学校では4,929円かかります。効率の義務教育を受けるだけで、これほどのお金を学校に納めなければなりません。

昨年12月定例のはじめて一般質問の中で、国民健康保険料の均等割りで収入のない子ども１人につき１万9,400円の税金がかかる問題を取り上げましたけれども、その際、低所得者層の所得に応じて恒常的に減免できる制度を設けることはできませんが軽減措置があると、このような答弁をいただきました。

今回の場合、生活保護や就学援助の制度があるため、給食費の負担はないものではと思われがちです。現在の日本では、生活保護の捕捉率、いわゆる生活保護を利用できる人のうち、現に利用している人の割合は２割とされています。そのため、８割が貧困でありながら生活保護を受けていないのが現状ではないでしょうか。

また、2017年12月、文科省の就学援助実施状況等調査結果では、生活保護に準ずる程度に困窮しているという準用保護認定基準、これが生活保護基準の1.0倍である自治体から1.5倍に定める自治体と、各自治体の制度自体に大きな差があるようです。

小泉政権の三位一体改革により2005年に国庫補助が一般財源化され、用途を問わないお金として国から市町村に交付されるようになったために、就学援助の基準を厳しくした自治体がふえたと思います。また、就学援助制度は、保護者が一旦納付し、あとから還付されるため、当面のお金のやりくりが大変だと思います。それから、申請主義である以上、支援が必要な子どもたちに給食費などの支援が行き届かないことになるとも思います。

また、就学援助、こども手当などの現物給付は、こどもに直接現金を手渡すことはできないため、全ての子どもたちの生活向上につながっているとは限らないと思います。

その点において、全ての子どもたちが学校で給食を無料で食べられるということは、どんな家庭、どんな親の子どもであっても平等に受けられる制度であると思います。

しかし、学校給食費の無償化等の実施状況を全国的に見ると、小・中どちらも無償化を行っている自治体は1,740の自治体の中で76自治体、小・中のどちらかが無償化を行っている自治体は６自治体、合わせても全体の4.7％の82自治体であります。

無償化を開始した目的の例をみますと、少子化対策、定住や転入の促進、子どもや人口の増加を期待した地域創生への支援、また、食育の推進、人材育成などが挙げられています。そのほかにも、保護者の負担軽減として、児童・生徒がいる家庭に対して子育て支援を行っている自治体もあるようです。また、第２子は半額、第３子は無料などの一部無償化や食材の上昇分差額を補助するなどの一部補助なども挙げられています。

全国の例で見ると、一部無償化は119の自治体、また、一部補助で311の自治体で実施されております。このように全国の小さな市町村ではありますが、保護者の負担を軽減する制度が広がっております。

給食費の無償化が実現されることが一番ですが、先進例を見習い、最初は進学で出費がかさむ中学２年生や３年生、これを対象にするとか、保育園のように第２子、第３子からの給食費補助や無償化の対象にするなど、なるべく保護者の負担を軽減するような制度を改めていくお考えはないかお伺いします。

また、財源については、例えばふるさと納税などの一部を活用してみることも検討してみてはいかがでしょうか。

次に、非核平和都市宣言について伺います。

去る８月15日、74回目の終戦記念日を迎えま

した。さらに８月30日、遠野市において戦没者追悼、平和祈念式が行われました。

旧遠野市では、昭和60年６月25日、世界の平和を願い、「世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかるに、近年世界における核軍備の拡張は依然としてやまず、人類の生存に深刻な脅威を与えている。我が国は、世界唯一の被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。遠野市は、世界人類の平和と共存を願う日本国憲法の崇高な理念をもとに、非核三原則が尊守され、核兵器の廃絶と軍縮が推進されることを希求し、非核平和都市であることを宣言する」と非核平和都市宣言を誓いました。これは、新遠野市になってからも平成18年６月16日に引き継がれました。

実際に広島での原爆の被害に遭われた遠野市出身の岩手県被団協会長の方と遠野市が一緒に原爆パネル展を展開するなど、行政がかかわって取り組みがなされています。このような取り組みを行っている市町村はなかなかほかにないと思います。

そこで、遠野市では、原爆の悲惨さを人々の心から風化させないために、具体的にどのような取り組みを行っているかお伺いします。

被団協会長は92歳という高齢にもかかわらず、戦争の悲惨さを伝える語り部として、遠野市内の小中学校に出向き、元気に活動を続けています。子どもたちに、「戦争とは国と国との殺し合いであり、学校でのいじめによる自殺も人を殺すのと同じになるのです」、「せっかくこの世に生まれてきたのだから、一番に命を大切にしなければいけない」、このようにお話をしているそうです。子どもたちからは、「いじめは絶対にしません、戦争には反対します」、このようなことが返ってきたそうです。

また、先日、岩手県の高校生平和大使が核兵器の廃絶を訴える署名を、スイス、ジュネーブの国連欧州本部へ提出し、長崎で活動報告をしたことが地元紙に取り上げられておりました。高校生たちは、現地で戦争と東日本大震災の記憶を風化させない訴えと復興支援への感謝、そして、引き続き活動を行っていく決意を述べたそうです。

遠野市では、非核平和都市宣言をしておりますが、市民に対しての周知と市民の平和式の啓発のために看板等の設置の取り組みは行っているのかお伺いします。

以上です。

○議長（浅沼幸雄君）　菊池教育長。

〔教育長菊池広親君登壇〕

○教育長（菊池広親君）　佐々木僚平議員の一般質問にお答えをいたします。

学校給食についての一括質問でございますが、総合食育センターぱすぽるが、実は学校給食を含んで５つの機能を有していることから、まず、総合食育センターぱすぽるについてお答えした後に、学校給食にかかる２つの御質問にお答えしてまいりたいというふうに思いますので御了解をお願いいたします。

まず、総合食育センターぱすぽるについてでございますけども、平成25年４月に学校給食部門、同年11月に高齢者の配食サービスが開始され、現在７年目を迎えてございます。

総合食育センターは、学校給食の提供のほかに、１つ、食育の推進、２つ、地産地消の推進、３つ、高齢者食生活支援、そして、４つ、災害時の炊き出し、この４つの役割を担ってございます。

これらの役割の具体でございますが、まず、食育についてでございますが、栄養士により、ライフステージに応じた食育講座等を年間に72回ほど実施しておりまして、昨年度は1,200人を超える市民の参加をいただいているところでございます。

次に、地産地消の推進という観点でございますが、学校給食の食材に主に地場産品を使用してございまして、地産地消率は約70％となってございます。具体的には、地場産品は、米、野菜、そして、みそ等、遠野市で調達できるものとなってございます。

３点目、高齢者の食生活支援ということについてでございますが、高齢者の見守りを兼ねて、

遠野市社会福祉協議会が実施している宅配弁当等の調理を行ってございまして、昨年度は8,000食を超えるお弁当を提供してございます。

４点目、災害時の炊き出しについてでございますけども、東日本大震災の教訓から、災害時の支援体制として停電時においても非常用発電機を使用し、１日当たり7,500個のおにぎりを３日間提供できるという、そういう機能を有してございます。

総合食育センターぱすぽるは、所長以下栄養士、主任等で管理運営しておりまして、食育の拠点としての役割を担ってございます。このことにつきましては、年に１回、９月に、ぱすぽる食育まつりということを開催しまして、広く市民の皆様に情報の提供、そして、体験の機会を提供しているところでございます。

次に、学校給給食の実施状況についてお答えいたします。

学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や望ましい食習慣及び生活習慣を身につけるなどの重要な役割を担ってございます。

学校給食センターにおきましては、小学校11校、中学校３校、花巻清風支援学校遠野分教室の小学部・中学部、計16校に対して、それぞれ年間168日、昨年度におきましては35万5,000食ほどを提供しておるというふうなものでございます。

毎月の献立につきましては、栄養摂取基準というのがございまして、その基準に基づき栄養教諭が作成してございます。また、季節に応じた遠野産の食材の使用や児童生徒のリクエストに応じた給食を提供するなどの工夫をしてございます。

また、本市にも食物アレルギーを持つ子どもたちがございますので、市における食物アレルギー対応マニュアルに基づきまして、主菜の食物アレルギー代替食を提供するとともに詳細な献立表も配布しておるということでございます。

食育にかかわって、栄養教諭が学校に年２回訪問しまして、食育の指導をするとともに、交流すまいる給食と称しまして、生産者や調理に携わる方を学校にお招きして、児童生徒の郷土の食文化、農産物への理解を深めているところでございます。

最後に、学校給食費の無料化についてでございます。

議員御案内の給食費の無償化、それから、一部無償化に取り組んでいる自治体があるということは承知してございます。

本市の学校給食費にかかわる実態等でございますが、本市における学校給食費、議員にお示しいただいた小学校月平均4,323円に対しまして本市は3,895円、中学校は月平均4,929円に対しまして本市は4,559円というふうな現状でございます。

また、本市におきましては、平成18年４月に学校給食費を現在の額に改定後、保護者の負担を考慮いたしまして、料金を14年間据えおいてございます。いわゆる実質的には一部補助といわれる取り組みに資するものと考えてございます。

また、就学援助費のうち学校給食費は、保護者負担分を直接市教育委員会が学校給食費として納付していることから、保護者の一旦の立てかえというふうな仕組みにはなってございません。

学校給食費の無料化につきましては、実は、国におきまして、義務教育の無償化の対象の１つとしての議論が今も継続しているというふうに認識してございますので、学校給食費の無償化にかかる国の動向等も注視しながら、無償化にかかる財源確保等も含めて、国、県へ要望もしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　佐々木僚平議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうには、非核平和都市宣言について、どのような取り組みを行っているのか、さらには、市民に対して周知と平和の意識の啓発のた

めに具体的にどのような取り組を行うのかという２点でありました。

御質問の中にいろいろ述べられておりました。戦後74年、昭和20年８月６日、８月９日という中で世界ではじめて広島と長崎に原爆を投下されたという１つの事実から、既に74年経過いたしまして、さまざまな国際情勢も含め、大きく変わってきている。

しかし、この原爆という大変な恐ろしいものに対しての非核平和宣言といったようなものの重さといったものが、また、この年数が経つたびに大きくなってくるんじゃないかというふうに思っているところであります。

92歳の被爆者の方が懸命に遠野市でも取り組んでいるという、そういうお話も今の質問の中にありました。全くそのような方々が１つの時代の経過とともに、風化ということを現実味に帯びさせてきているということもあるわけであります。

ことしの８月15日前後、テレビ等でさまざまな戦争の悲惨さ、インパール作戦の中における取組の１つの状況などを見ると、インタビューを受けている方々は、みんな95歳、96歳、語りたくないというふうな話をしているのがテレビの映像の中で私もそれを見たところであります。

さらには、遠野ものがたりという世界を漫画に持ち込んでくれた水木しげる先生の話も、私も今でも鮮明に覚えております。あの水木先生の漫画を文化に持ち込んだという背景には戦争というものがあったと。ビヤック島の玉砕の生き残りの１人が水木しげる先生であったという中で、私も何度も、戦争はぜったいやっちゃだめだという悲痛な声を水木先生から何度もお聞きいたしました。

そのようなことを考えれば、まさに遠野市の世界人類の平和と共存を願う、そのような中で、非核三原則といったような中で、核兵器の廃棄と軍縮が推進されるということは、言うなれば非核平和都市宣言といった中にしっかりと位置づけられているということになろうかと思っております。

次世代に伝える原爆パネル写真展、広島、長崎の原爆の実態や戦争の悲惨さを訴える平和の尊さを次世代に伝えることを目的として、毎年開催をいたしているところであります。ことしも８月14日から18日までとぴあ庁舎で、宮守総合支所では８月20日から22日まで、延べ８日間、このパネル展を展示いたしました。

それから、先般は、戦没者追悼式を行い、その戦没者追悼式の中には平和祈念といったものを持ち込みながら、全員の参加者でもって非核平和都市宣言を読み上げたという中に、多くの皆様のこの問題に対する周知といったものが、その中で毎年繰り返されて展開されているんじゃないかと思っております。

さらには、今の御質問の中にありましたとおり、昭和60年６月に旧遠野市、旧宮守村のそれぞれの市村において宣言しながら、そして、平成17年10月の合併をもちまして、平成18年６月には新遠野市として非核平和都市宣言を、市議会でもちまして、全会一致で可決されているということであります。

一方、平成18年９月でありますけども、鍋倉山三の丸跡に設置されておりました記念碑を、これではだめだという中で、現在の蔵の道ひろば、多くの市民の皆様に見ていただく、それを確認していただく、そして、平和の尊さをみんなで周知をするんだという中で、この蔵の道ひろばのほうに移設をしたということにもなっているわけであります。

それから、今申し上げましたとおり、この１カ月間は懸垂幕を市役所本庁舎に掲げ周知を図るという中で、市民の皆様に平和の意識を啓発を行っている。

原爆パネル展、あるいは平和の鐘の吹鳴、遠野テレビでの市民周知、懸垂幕の設置等を集中的に行いながら、非核平和宣言、あるいは戦争を２度と起こしてはならないという、そのようなものを繰り返し、これを風化させてはならないということを繰り返し、展開しているわけでございますので、これは私から申し上げるまでもなく、戦争や核兵器のない平和な世の中の実

現は、全ての人々の切なる願いであるということをしっかりと認識しながら、この宣言に基づくまちづくりといったものに取り組んでいかなければならないんじゃないかというように思っているところでございますから、そのことを申し上げて答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　５番佐々木僚平君。

〔５番佐々木僚平君登壇〕

○５番（佐々木僚平君）　先ほどぱすぽると学校給食の点で御答弁いただきましたけれども、その前に、同僚議員が保育の無償化の点についてのお話をされたわけですけれども、どちらが優先というよりも、本当に一番の伸び盛りの、食べ盛りの小・中というようなことも踏まえ、一部補助していますと御答弁がありましたけれども、遠野にも夜も昼も働いているお母さんもいます。

そのような現実を見てさらにお聞きしたいのは、遠野において、生活実態調査なるもの、生徒さんにとっているのか、そこも伺いたいと思います。また、連携して学校給食のほうにいろんな意味で情報がいっているのかというのも気になりました。

それから、前後しますけれども、半額問題では、私も戦後間もなく生まれたものでございます。19違う兄が３年前に戦争で亡くなったってＤＮＡ鑑定をしても、いまだに判明しないということで遺骨は返ってきません。そういう意味で、92歳の会長さん、頑張っています。こういう方がどんどん、被ばくされた方も亡くなっております。

高校生の記事をお伝えしましたけれども、私の平和行進の中で、東和に寄り道させていただきました。毎年、高校生が広島、長崎、どちらかに、平和大会に参加させているという東和がありました。このように、高校生が参加する、東和において発言するその高校生も見えました。本当に勇気づけられましたけれども、このように若い世代も、このような手立てをすれば何とか引き継ぎができるんではないかというふうに思われます。それは自主的と言われればそれまでですけれども、このように、戦争というあれはいまだに終わっていないというのが、すごく私にとっては、いまだに親とかというのも思い浮かべて、無念でございます。

○議長（浅沼幸雄君）　質問者、まとめてください。

○５番（佐々木僚平君）　それから、さらに戻りますけれども、交流しているという、1,200人も参加があるとおっしゃいました。いろんな方たちと食育というのは、世代間の交流もやっているということでしょうか。その方たち、それから、子ども、保護者に学校に出向いているという意見を反映しているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（浅沼幸雄君）　質問者に１つだけ確認しますが、再質問の中の一番最初に、実態調査をしているのかという質問がございますが、事前通告しておりましたでしょうか。

○５番（佐々木僚平君）　していません。

○議長（浅沼幸雄君）　わかりました。答弁者……。

○５番（佐々木僚平君）　学校給食のほうで、教育委員会のほうからよそのあれは、何か出したと言われましたので、そういうふうな方法、通告しているのかなと思いまして。

○議長（浅沼幸雄君）　わかりました。

○５番（佐々木僚平君）　勘違いであれば申しわけございません。

○議長（浅沼幸雄君）　皆さんおわかりのとおり、一般質問は通告制をとっておりますので、答弁側も通告をされていなくて資料がなくてできないとか、そういう場合にはそのような答弁をしていただいて結構でございます。

それを踏まえて、菊池教育長。

〔教育長菊池広親君登壇〕

○教育長（菊池広親君）　最初のお尋ねの生活の実態調査でございます。

これにつきましては、子どもの貧困率等を算定するために、各自治体において、その自主性によってやっている、やっていないということがあるというふうに私は認識してございます。

本県においては、昨年度、岩手県の保健福祉部のほうでこの生活実態調査を直接学校のほうに調査をしまして、そして、学校から直接保健福祉部のほうにその回答を行っているものでございます。よって、全県の結果については、県のほうで公表してございますが、本市のところでその調査結果というのは、実は入手してございません。

詳細につきましては、県のほうの担当部、担当課のところに確認をしますけれども、現段階におきましては、詳細のデータついては、今は承知していないというふうなことでございます。

それから、２点目の食育の推進にかかわる講座で1,200人ということの内容についてでございますけども、例えば、児童、青年層、中学生、高校生、そして、大人というふうな５つのステージにわけて、それぞれの講座を総合食育センターのほうで実施しているものでございます。

ですから、例えば児童言いますと、親子で学ぶ食育講座とか、親と子で参加できるような講座ですとか、または成年でありますと、例えば男の料理教室とか、そういうふうに広く食育を知っていただく機会としての講座を持っているものでございます。

答弁の中で、栄養士が学校に赴いてというのは、この部分とまた別の学校教育の中での食育を担っていただいているという意味でございますので、御承知をお願いしたいというふうに思います。

○議長（浅沼幸雄君）　非核平和宣言都市に関しても質問があったと認識していますが、市長、質問の要旨、もし……。

佐々木僚平君に申し上げますが、先ほど２件目の質問をした非核平和宣言都市に関して、まとめて短く質問をしていただきたいと思います。どこが質問なのかよくわからなかったと私も思いましたし、市長も多分そういう認識があると思いますので、質問をする項目を短く質問していただきたい。

もう1回お願いします。

〔５番佐々木僚平君登壇〕

○５番（佐々木僚平君）　舌足らずで申しわけないですけれども、東和は毎年、高校生を２人か３人派遣していると、すごい自治体だというふうに感心したわけで、遠野でもこういうふうなのがあればいいなと感じたので、そういう方向にされることはできないのかという質問でございます。

○議長（浅沼幸雄君）　本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君）　先ほど非核平和宣言都市の中における経過と取り組みの状況について申し上げました。この普遍的なもの自体が変わろうとも、いろんな情勢が変わろうとも、あのようなことを二度と起こしてはならない、また、あってはならないということをしっかりと次の世代にも伝えていかなきゃならない。

そういった中に、高校生の方々を派遣しながら、これを風化させないようにという部分はどうなんだろうというような形での御質問というふうに承ったわけでありますけども、いろんな世界的な団体、あるいはＮＧＯ、ＮＰＯを含めてのいろんな団体の方々、もう一方においては、国で取り組んでいる課題に対する対応であると、いろんな組織がいろいろこの部分を風化させないという動きをしているわけでございますので、そういった方々との連携の中から、遠野市からもそのようなという部分と、もう一つは、遠野の子どもたちにそのような悲惨さをしっかりと伝えるというような活動も大事ではないかというように思っておりまして、紙芝居を持ちながら学校現場のほうに、被爆者の方が92歳というお話がありましたけども、御高齢の中にあっても、子どもたちにそれを語り継いでいるという活動もあるわけでありますから、特に、これから担う高校生諸君にそのようなものをしっかりと訴え、そして、それを伝えていくという活動は極めて大事な活動ではないのかなと承知しておりますので、その承知を持って答弁といたします。

○議長（浅沼幸雄君）　５番佐々木僚平君。３回目でございます。

〔５番佐々木僚平君登壇〕

○５番（佐々木僚平君）　学校給食と絡んで食育センターのこと、よくわかりましたけれども、このすばらしい災害支援等も備えてあるという心強い返答をいただきましたので、もっと遠野らしさ、中継点でいろんな地域に遠野は貢献したと、そういう中ですばらしいことだと思っていますので。

それから、平和運動のほうで、ぜひ高齢化もしていくということで、周知をしていることを捉えて、私のほうが無知でありましたので、蔵の道の存在も知りませんでしたので、これから皆さんに伝えて平和運動も頑張っていきたいと。

以上で、質問を終わります。

散　　会

○議長（浅沼幸雄君）　お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、散会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後４時49分　散会